

府中市地域福祉計画の考え方と 施策の方向について

～安心していきいきと暮らせるまちづくりに向けて～

素 案

平成20年5月

府 中 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	5
第2章 府中市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	6
1 府中市の地域福祉を取り巻く現状	7
(1) 人口・世帯の状況.....	7
(4) ボランティア団体・NPOの状況.....	14
(5) 市内施設利用の状況.....	14
(6) 生活保護世帯.....	15
(7) 高齢者虐待.....	16
(8) 児童虐待.....	17
2 地域福祉を取り巻くアンケートからみた現状	18
(1) 利用者本位の福祉.....	18
(2) 市民の協働による地域福祉.....	19
(3) 新たな福祉課題への対応.....	23
(4) バリアフリーのまちづくり.....	24
2 府中市の地域福祉に関する課題	26
(1) 誰もが質の高いサービスを利用できるように.....	26
(2) 安心、安全に、誰もが暮らせるまちづくりのために.....	26
(3) いきいきと暮らせるまちづくりのために.....	27
(4) 身近な地域での支えあいのまちづくりのために.....	27
(5) みんなで進める人にやさしいまちづくりのために.....	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画のめざすもの（理念）	31
(1) 計画の理念.....	31
(2) 計画の考え方.....	31
(3) 福祉のまちづくりに対する考え方.....	32
2 計画の基本目標	34
(1) 利用者本位のサービスの実現.....	34
(2) 安心して暮らせるまちづくり.....	34
(3) いきいきと暮らせるまちづくり.....	34
(4) みんなでつくる支えあいのまちづくり.....	35
(5) 福祉のまちづくりの推進.....	35
3 福祉エリアの設定	36
4 計画の体系	37
第4章 重点施策	39

1 身近な地域での相談体制の整備	40
○ 地域福祉のワンストップサービスの展開（地域）	40
○ 地域包括支援センターの機能強化（高齢）	40
○ 発達障害相談支援センター（障害）	40
2 社会参加の仕組みづくり	40
○ アクティブシニアの活動支援（地域）	40
○ 介護予防の体系化（高齢）	40
○ ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり（次世代）	40
3 ソーシャルインクルージョンのしくみづくり	41
○ 災害時の総合的なサポートシステムづくり（地域）	41
○ 就労支援のネットワークづくり、チャレンジ雇用（障害）	41
○ 障害者の就労支援のしくみづくり（障害）	41
第5章 目標に向けた取組み	42
目標1 利用者本位の仕組みづくり	43
（1）情報収集の拡充	43
（2）わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）	43
（3）相談・権利擁護事業の充実	44
（4）サービスの質の確保	46
（5）幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）	46
目標2 安心して暮らせるまちづくり	48
（1）日常生活の支援	48
（2）地域への移行支援	50
（3）健康づくり・介護予防の推進	50
目標3 いきいきと暮らせるまちづくり	52
（1）支援ネットワークの推進	52
（2）パートナーシップの推進	53
（3）福祉人材の育成・確保	54
目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくり	56
（1）互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）	56
（2）地域福祉活動の促進	57
（3）社会参加の促進	58
（4）福祉の総合的なまちづくりの推進	59
（5）防災・防犯のまちづくり	60
目標5 福祉のまちづくりの推進（物理的なバリアフリー）	62
（1）移動ルートの確保	62
（2）施設	63
（3）交通	67

(4) サイン.....	68
(5) 案内・誘導.....	69
第6章 計画の推進体制	70
1 市民参加・参画の推進	71
2 市民、関連機関、事業者、市との連携による推進	72
参 考 資 料	73

第1章 計画の策定にあたって

第2章 府中市の地域福祉を取り巻く現状と課題

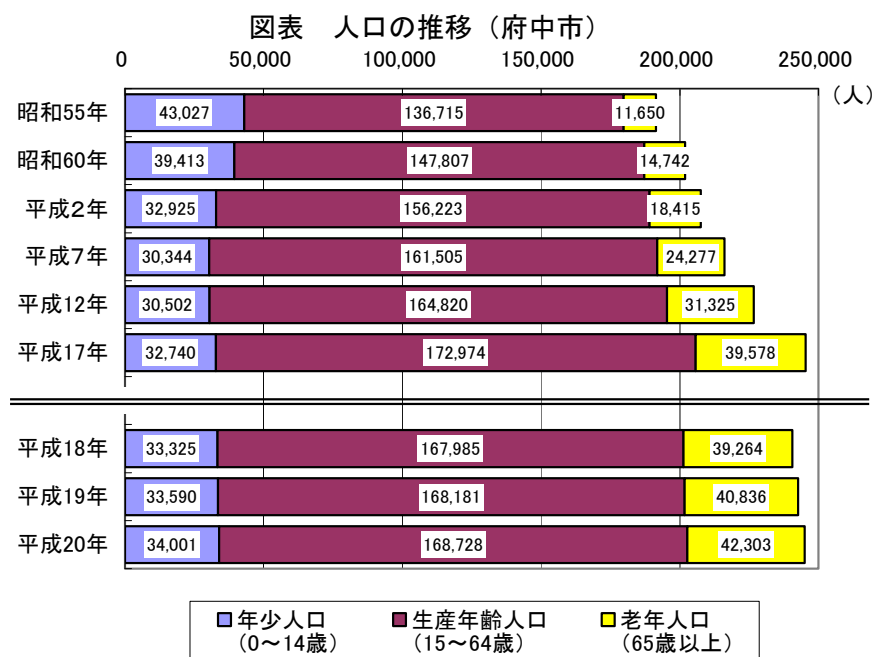
第2章 府中市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 府中市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

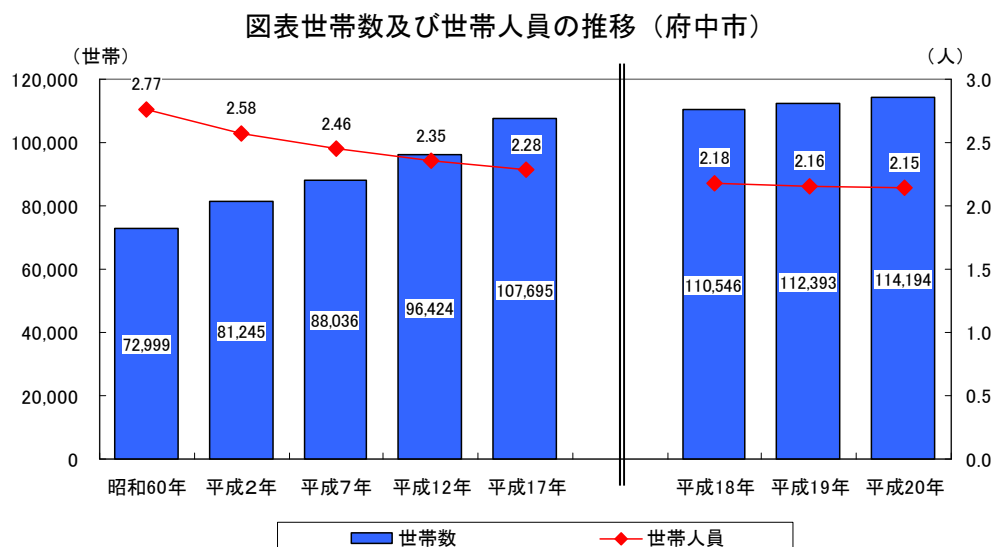
府中市の人口は、増加しており、とくに65歳以上の老年人口は平成12年から17年の5年間で8千人以上増加しています。平成20年現在、42,303人となっています。



出典：昭和55年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

② 世帯数及び世帯人員の変化

府中市の世帯数は増加、世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。



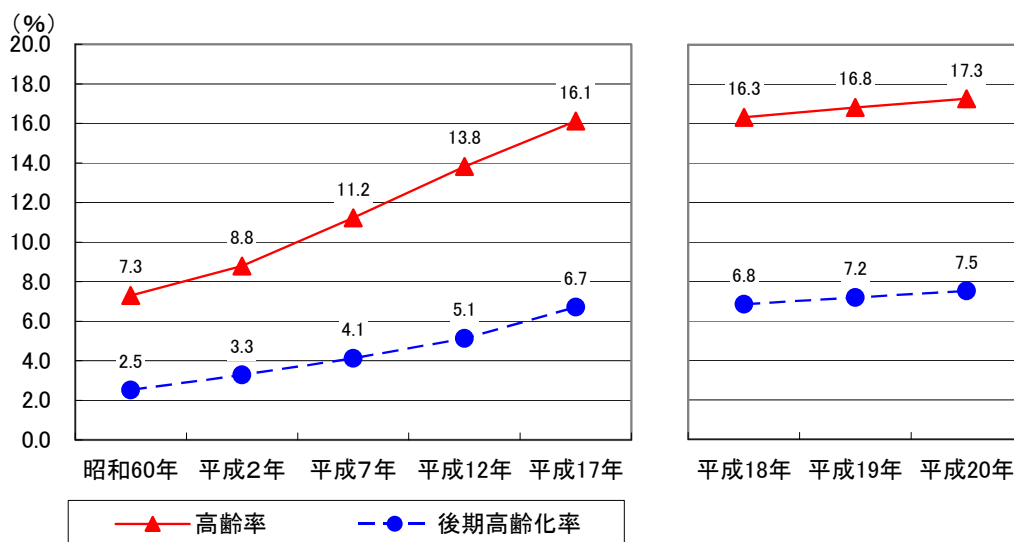
出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

③ 高齢化

65歳以上の高齢化率は年々高くなっており、平成17年には16%を超え、平成20年現在17.3%となっています。75歳以上の後期高齢化率は、平成17年6.7%となり、平成20年現在7.5%となっています。

府中市の高齢化の進行は、平成18年16.3%であり、全国20.1%、東京都18.3%と比べると緩やかに進んでいます。

図表 高齢化率の推移（府中市）

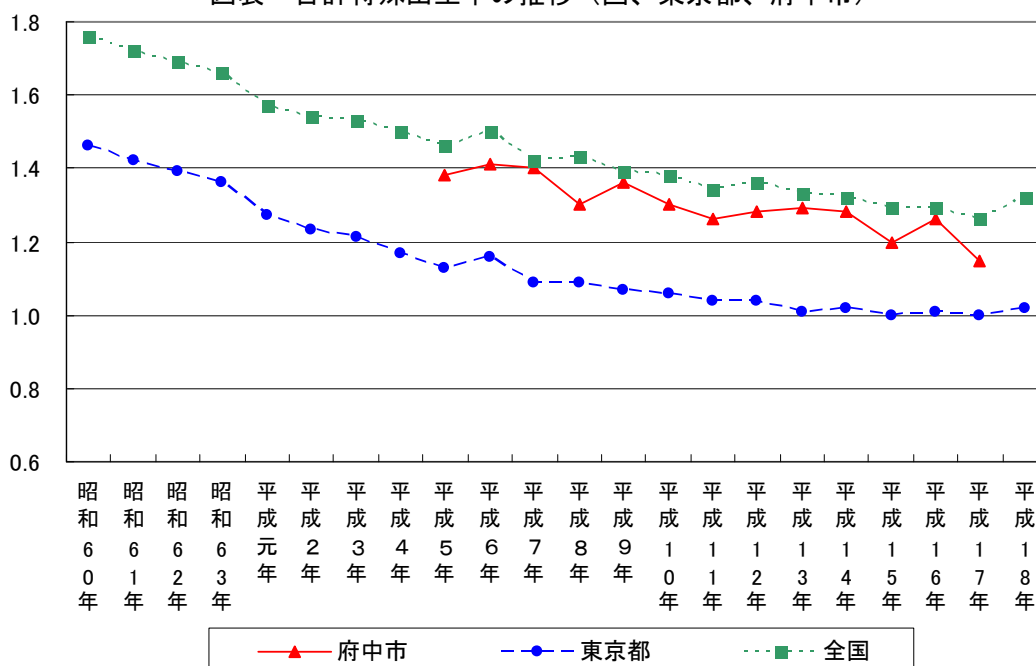


出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

④ 少子化

府中市は東京都平均に比べ合計特殊出生率は高く推移しており、都市部の中でも少子化が比較的緩やかに進んでいることがわかります。しかし、平成17年には合計特殊出生率は1.2人を下回っており、少子化傾向は着実に進んでいます。

図表 合計特殊出生率の推移（国、東京都、府中市）

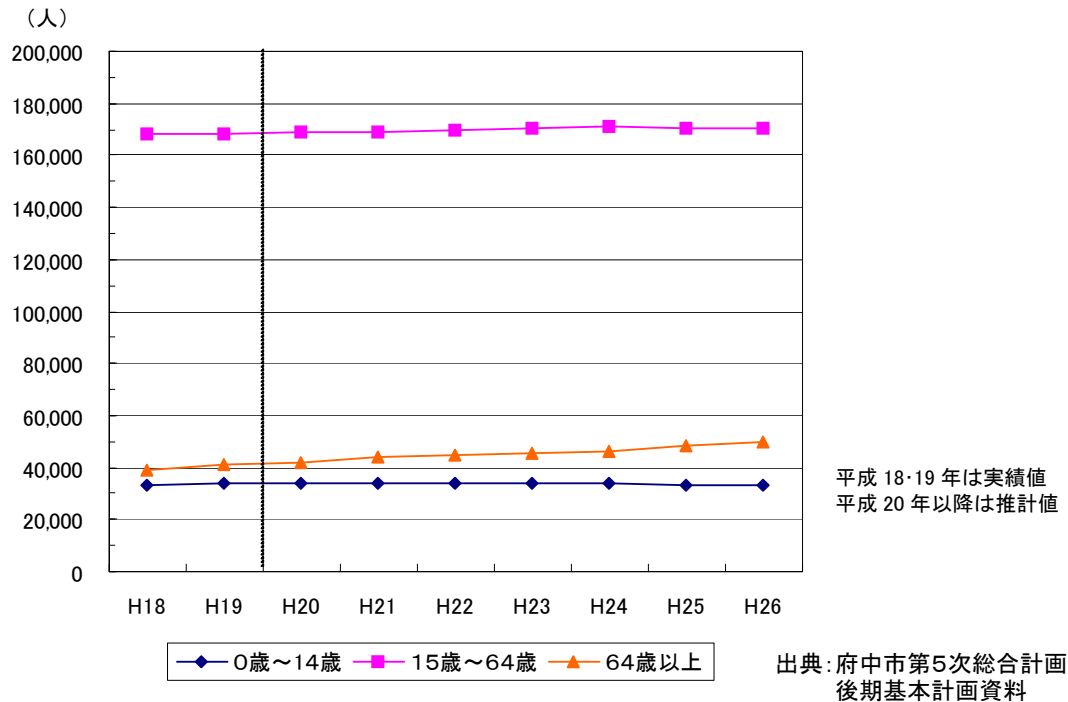


出典：人口動態統計

⑤ 人口に関する今後の方向（人口推計）

府中市総合計画における人口推計では、府中市の人口は緩やかな増加傾向にあります。年齢3区分別の人口では、65歳以上の高齢者人口が増加し、今後も高齢化がますます進むと予測されています。

図表 年齢3区分別の人口推計（府中市）

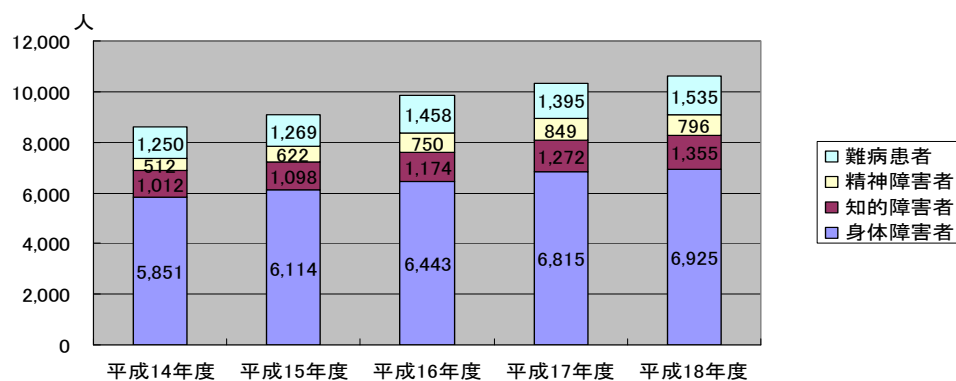


（2）障害のある人の状況

① 手帳所持者数の推移

障害の種類別の手帳所持者等の推移をみると、平成18年度では身体・知的・精神障害者と難病患者を合わせて延べ1万人を超え、障害者の延べ人数は年々増加しています。障害の種類別では身体障害のある人が最も多く、平成18年度では約7千人となっています。

図表 手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）



		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
手帳所持者(人)	身体障害者	5,851	6,114	6,443	6,815	6,925
	知的障害者	1,012	1,098	1,174	1,272	1,355
	精神障害者	512	622	750	849	796
医療券所持者(人)	難病患者	1,250	1,269	1,458	1,395	1,535
	合計	8,625	9,103	9,825	10,331	10,611

※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

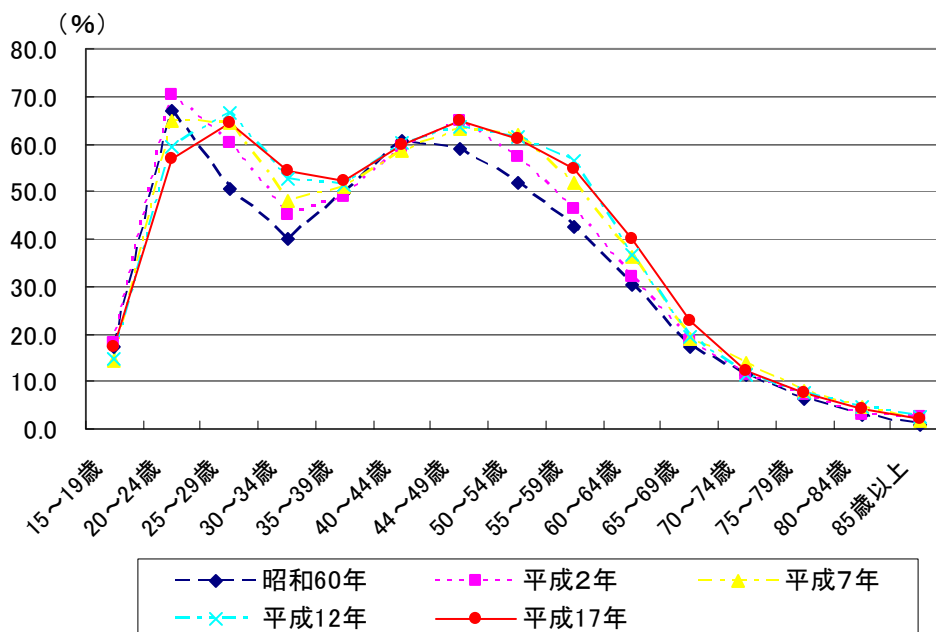
出典：府中市障害者福祉課資料(各年度3月31日現在)

(3) 市民生活の状況

① 女性の労働力率

府中市の女性の年齢別の労働力率の推移を見ると、女性の労働力率は全体的に高まっており、労働力率が低下する30代前半の労働力率は、昭和60年から平成17年までに約15%高くなっている。20代、30代、40代の労働力率の差は縮まっており、子育て期の女性のライフスタイルの変化により仕事をもつ人が増えていることがうかがえる。

図表：女性の労働力率の推移（府中市）

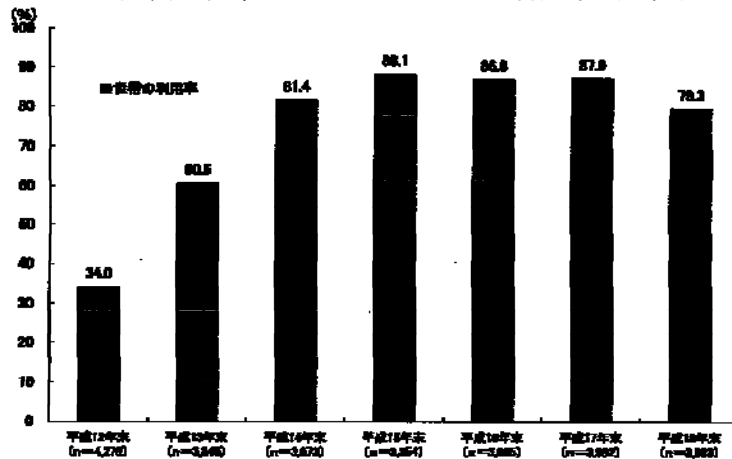


出典：国勢調査

② 情報化の進展

全国のインターネットの利用率を見ると平成14年以降は80～90%前後となっており、インターネットが広く普及していることがわかります。

図表 世帯のインターネットの利用率（全国）



※ 平成17年末までは、調査の際に「過去1年間インターネットを利用したかどうか（利用頻度、場所、目的を問わない）」についての調査に就いて「利用した」旨回答した世帯の割合。
 平成18年末は、平成17年末までと同様の調査がないため、「パソコン」を使ってインターネットを利用したことがある人が少なくとも1人はいる世帯にお尋ねします。1又はインターネットを利用したことがある人が少なくとも1人はいる世帯にお尋ねします。2.又はインターネットを利用した世帯の割合。
 3.4及び5に回答した世帯の割合。
 質問内容等が異なっているため、平成17年末までの数値と平成18年末の数値の比較には注意を要する。

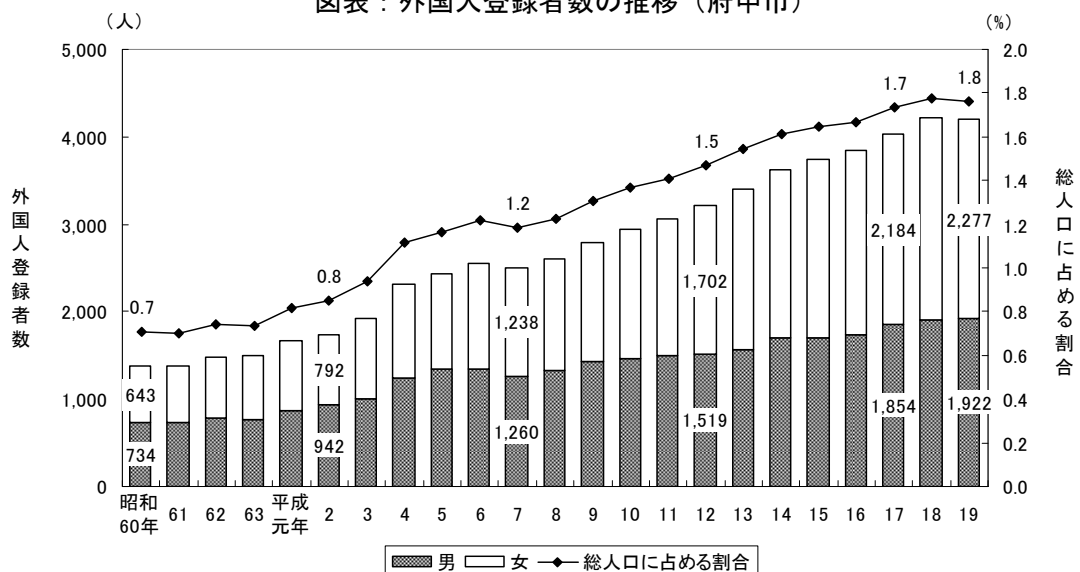
出典：平成18年情報通信利用動向調査報告書

③ 外国人の増加

外国人登録者数は平成19年には4千人を超えており、府中市の総人口に占める割合は1.8%に上ります。

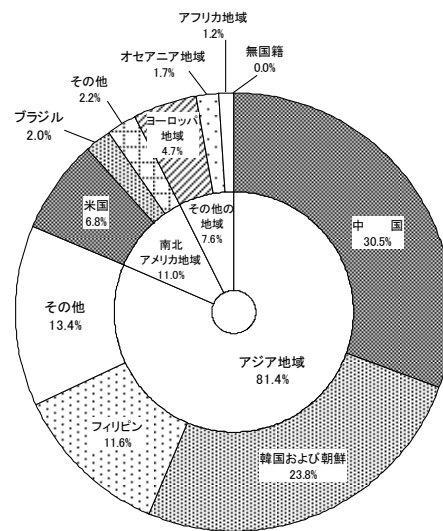
国籍別の内訳では、中国、韓国および朝鮮、フィリピンの順となっています。

図表：外国人登録者数の推移（府中市）



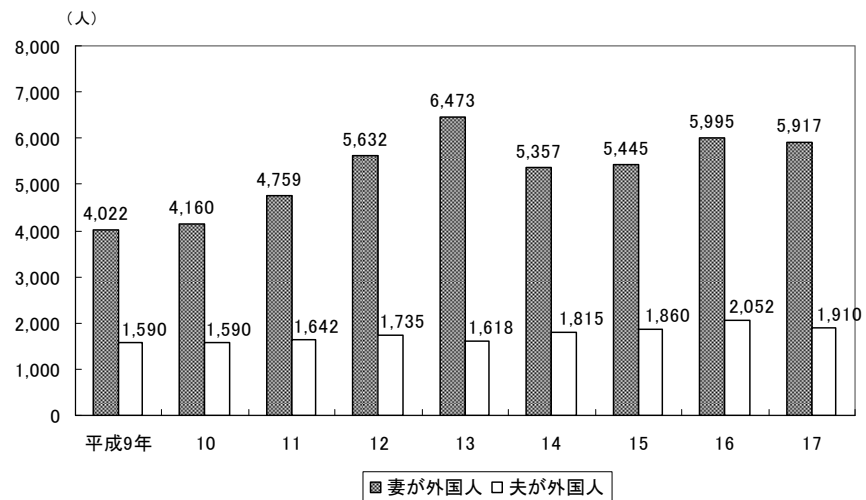
出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

図表 外国人登録者の 国籍別内訳（府中市）



出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

図表 国際結婚の推移（東京都）

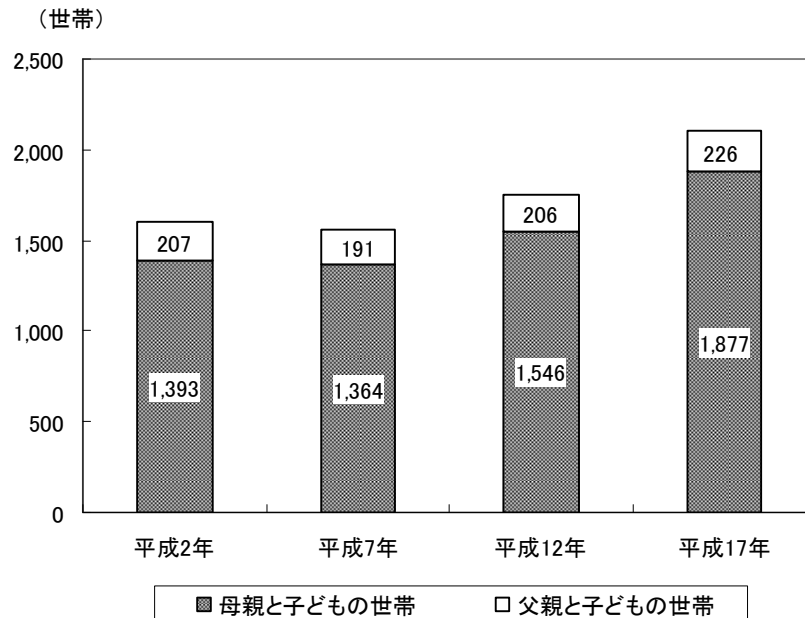


出典：人口動態統計

④ ひとり親世帯

ひとり親世帯の数は平成17年には2千世帯を超え、2,103世帯に上っています。
なかでも、母親と子どもの世帯が9割近くを占めています。

図表 ひとり親世帯の数（府中市）

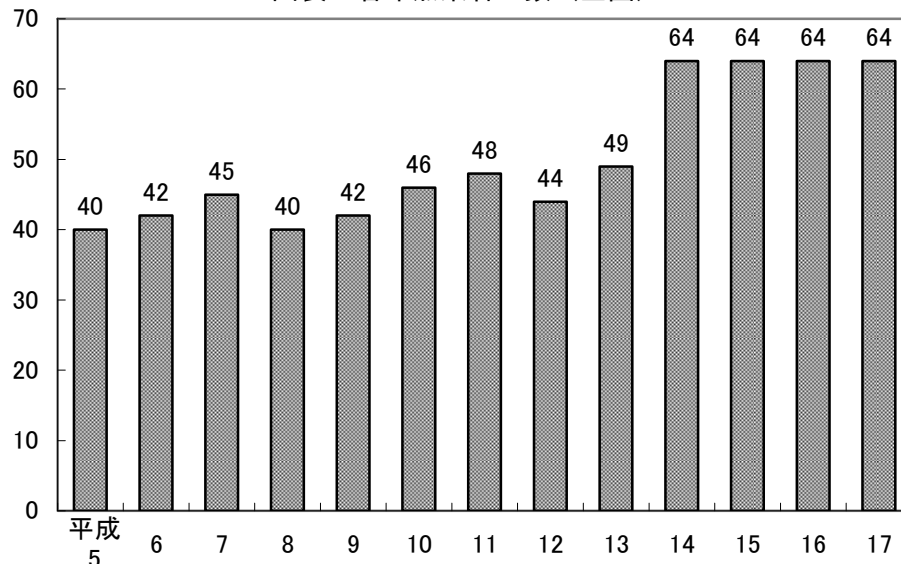


出典：国勢調査

⑤ ニート（若年無業者）

15歳から34歳の若年層のうち、仕事や家事、通学等をしていない「ニート」といわれる若年の無業者数は大きく増加しており、平成17年までの4年間は64万人となっています。

図表：若年無業者の数（全国）



※ 平成13年までは「年齢を15歳～34歳に限定し、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない15歳から35歳までの未婚者」として集計。平成14年以降はこれに「不登校」や「家事を行わない者」が追加されている

※ ニート：1999年にイギリスの報告書で用いられた「NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING」（定義：「16～18歳の教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない者」）に由来する言葉。国内では、厚生労働省により「若年無業者」として、「非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳、通学・家事もしていない者」（平成17年より「学籍はあるが、実際は学校に行っていない人」「既婚者で家事をしていない人」が追加された）と定義されている。

出典：平成17年版労働経済白書（厚生労働省）

(4) ボランティア団体・NPOの状況

市内で活動するボランティア団体は高齢者、障害者、児童関連の団体が多く、42団体が府中ボランティアセンターに登録し、活動しています。

東京都で認証を受けているNPO法人（特定非営利活動法人）のうち、府中市に事務所を置くNPOは63団体にのぼり、主な活動分野をみると、市内NPOの半数以上が保健・医療・福祉や子どもに関する活動を行っています。

図表 ボランティアセンターに登録している
府中市のボランティア団体数（府中市）

活動分野	団体数
高齢者関連支援／交流	7
障害者関連支援／交流	5
児童関連支援／交流	6
環境関連支援／交流	2
国際協力関連支援／交流	1
その他支援／交流	21

出典：府中市ボランティアセンター資料
(ボランティアグループ団体・NPO法人 活動の紹介第3版)

図表 東京都認証の府中市に事務所を
置くNPO団体数（府中市）

東京都認証のNPO団体	団体数
府中市に事務所を置くNPO	63
活動分野	
1保健、医療又は福祉の増進を図る活動	35
6災害救援活動	5
7地域安全活動	9
10男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	6
11子どもの健全育成を図る活動	32
16消費者の保護を図る活動	6

*活動分野は重複あり／地域福祉に関連する分野のみ抜粋
出典：東京都ホームページ（平成19年12月31日現在）

(5) 市内施設利用の状況

① 市政情報センター利用状況

市政情報センターの利用者数は年々増加しており、平成17年には6万人を超えています。

図表 市政情報センター利用状況（府中市）

(単位：人、件)

年度	利用人数	案内件数
平成13年度	45,710	7,593
平成14年度	52,010	7,015
平成15年度	58,766	8,298
平成16年度	59,313	8,052
平成17年度	60,815	9,086
平成18年度	59,527	8,719

出典：府中市統計書

② 府中の森芸術劇場・グリーンプラザ利用状況

市民の活動拠点である府中の森芸術劇場や府中グリーンプラザの利用は増加しています。

図表 府中の森芸術劇場・府中グリーンプラザ利用状況（府中市）

府中の森芸術劇場利用状況

(単位：稼働単位)

年度	総数	どリーむ ホール	ふるさとホー ル	平成の間	練習室	その他
平成13年度	7,015	531	503	444	2,213	2,621
平成14年度	6,880	550	447	392	2,325	2,510
平成15年度	7,083	600	523	442	2,180	2,670
平成16年度	7,541	608	528	436	2,644	2,622
平成17年度	7,592	616	599	460	2,565	2,647
平成18年度	8,126	666	509	502	2,749	2,807

*1日は3稼働単位

府中グリーンプラザ利用状況

(単位:稼動単位)

年度	総数	けやきホール	展示ホール	会議室	音楽練習室	和室	その他
平成13年度	9,908	398	1258(818)	3,490	2,655	755	1,352
平成14年度	12,431	402	1416(815)	4,534	3,549	905	1,625
平成15年度	12,590	413	1343(754)	4,578	3,547	976	1,733
平成16年度	12,793	422	1428(824)	4,617	3,605	931	1,790
平成17年度	14,076	463	1375(820)	5,182	3,645	1,316	2,095
平成18年度	14,231	501	1327(734)	5,292	3,587	1,332	2,147

*1日は3稼動単位

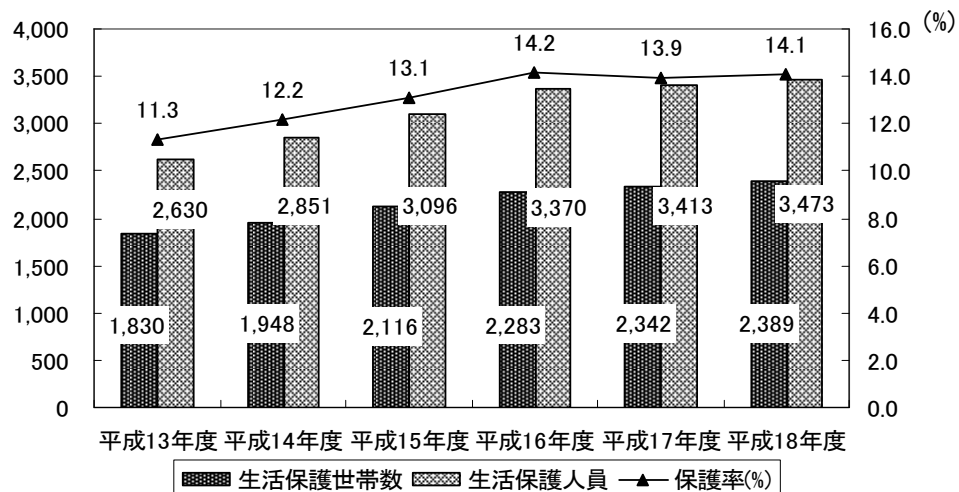
出典:府中市統計書

(6) 生活保護世帯

府中市においては、平成13年以降現在まで、生活保護世帯数・人員ともに増加傾向にあります。

生活保護世帯の中で多数を占めるのは高齢者世帯と傷病者世帯です。しかし近年では障害者世帯、その他世帯でも増加しています。

図表 生活保護世帯の推移(府中市)



年度	世帯数	人員	保護率(%)	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	合計
平成13年度	1,830	2,630	11.3	672	203	584	203	168	1,830
平成14年度	1,948	2,851	12.2	703	211	625	214	195	1,948
平成15年度	2,116	3,096	13.1	731	230	702	234	219	2,116
平成16年度	2,283	3,370	14.2	776	253	740	249	260	2,278
平成17年度	2,342	3,413	13.9	803	256	740	258	281	2,338
平成18年度	2,389	3,473	14.1	836	248	708	281	308	2,381

(7) 高齢者虐待

平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待の防止への取組みが加速するとともに、高齢者虐待の深刻な状況が顕在化し、虐待防止や相談などの対応はますます重要となっています。

全国の高齢者虐待の現状をみると、虐待の種別は身体的虐待が最も多くなっています。また、心理的虐待や介護等放棄、経済的虐待も3割に該当しており、複数の虐待が重複して行われている状況がうかがえます。

図表 養護者による高齢者虐待の状況（全国）

●相談・通報・対応件数

H18 年度全国 1,829 市町村で受け付けた相談通報総数 18,393 件

●虐待判断事例

訪問調査等で事実確認がとれ、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例

相談通報事例 総数 13,965 件、 うち虐待判断事例 総数 9,884 件

●虐待種別・類型

表 虐待の種別・類型(複数回答)

	合 計	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件 数	15,544	6,340	2,908	3,520	71	2,705
%	-	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例総数 9,844 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

●被虐待・高齢者

表 被虐待高齢者の性別

	合 計	男	女	不明
人	10,030	2,284	7,717	29
%	100.0	22.8	76.9	0.3

(注) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 被虐待高齢者の年齢

	合 計	65～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上	不明
人	10,030	1,078	3,687	3,987	941	337
%	100.0	10.7	36.8	39.8	9.4	3.3

(注) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

●虐待者

表 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	合 計	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者(嫁)	娘の 配偶者(婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明
人	11,401	1,606	557	4,229	1,543	1,185	287	213	491	532	778
%	100.0	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8

(注) 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

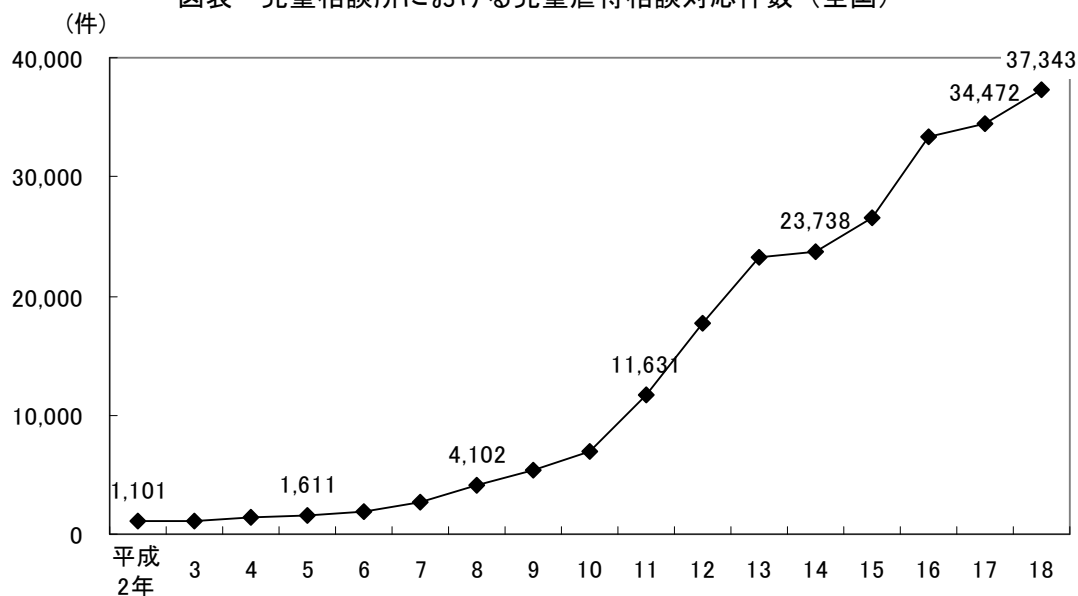
出典：平成 18 年度厚生労働省調べ

(8) 児童虐待

近年、児童虐待が増えています。平成18年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は37,343件で、統計を取り始めた平成2年度の約34倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3.2倍と、年々増加しています。

府中市でも、児童虐待に関する新規相談対応件数は増加傾向にあります。

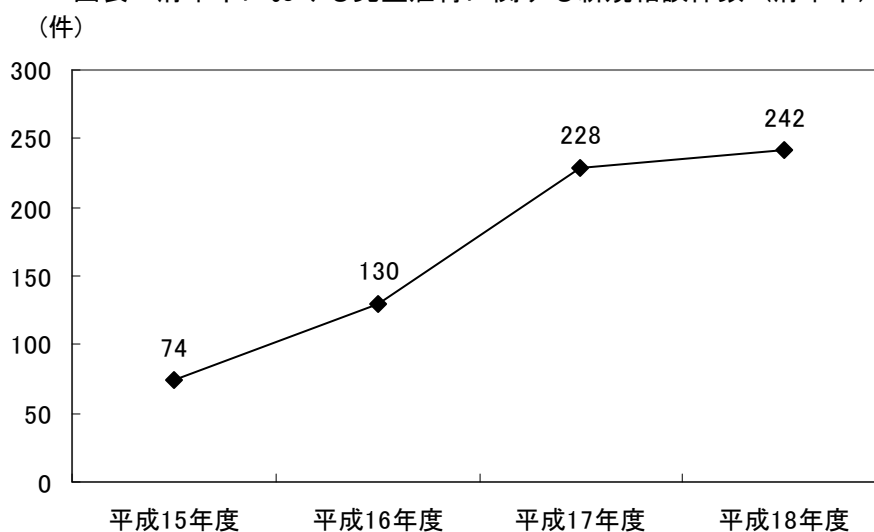
図表 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



※平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大された。

資料：厚生労働省

図表 府中市における児童虐待に関する新規相談件数（府中市）



※子ども支援センターたちは平成17年3月に開設している。

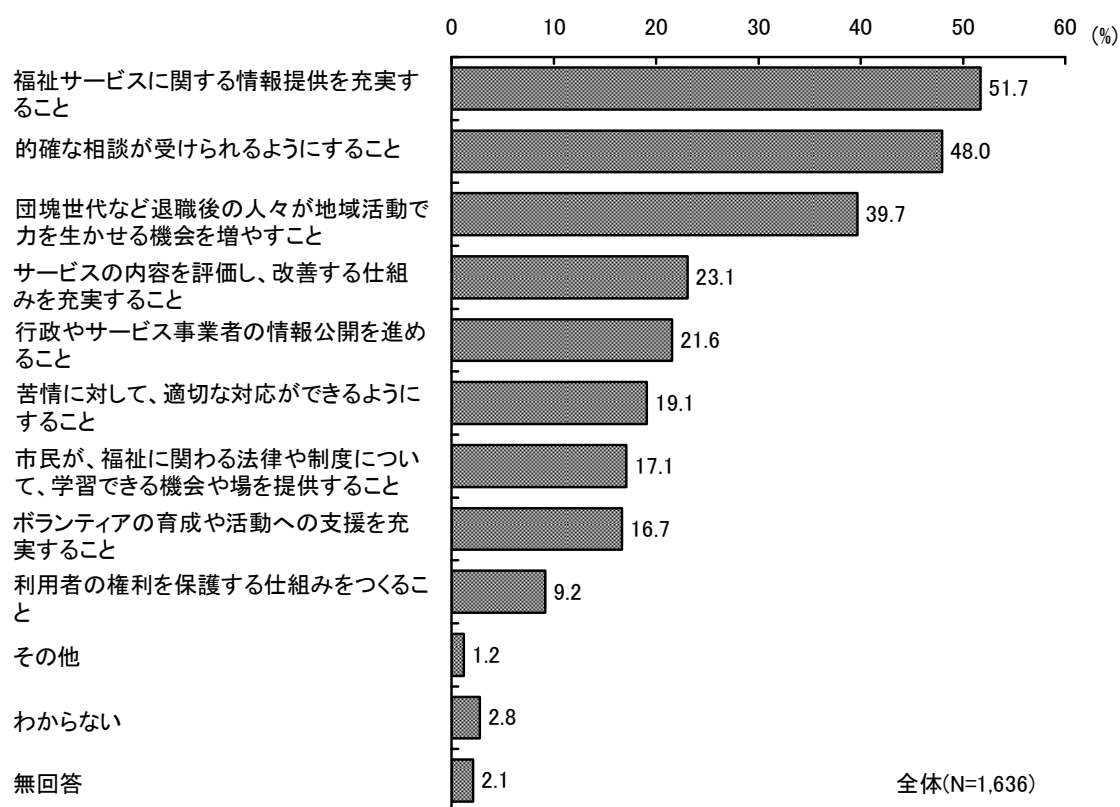
資料：府中市子ども家庭部子育て支援課

2 アンケートからみた地域福祉を取り巻く現状

(1) 利用者本位の福祉

利用者本位の福祉を実現するために、市が優先して取り組むべき施策については、「福祉サービスに関する情報提供を充実すること」が最も多く、つづいて「的確な相談が受けられるようにすること」、「団塊世代など退職後の人々が地域活動で力を生かせる機会をふやすこと」が上位にあげられています。

図表 市が優先的に取り組むべき地域福祉サービス（複数回答（3つまで））



(資料:平成 20 年府中市福祉計画(地域福祉)調査)

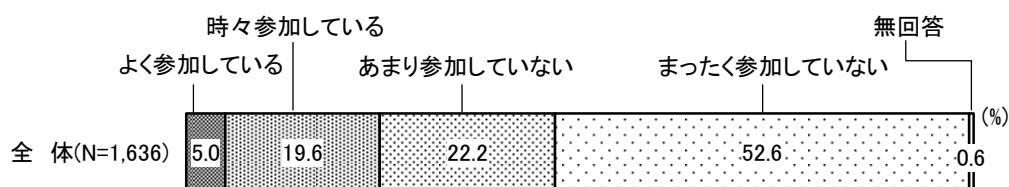
(2) 市民の協働による地域福祉

①地域活動への参加

地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加状況は、半数以上が「まったく参加していない」としています。「よく参加している」、「時々参加している」を合わせると、参加しているのは2割強となっています。

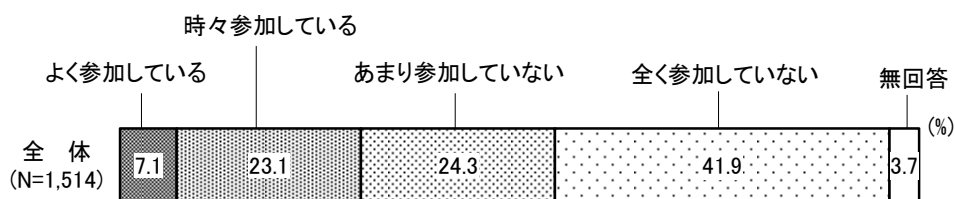
平成13年度調査と比較すると、「全く参加していない」割合は増えており、地域離れが進んでいる様子がうかがえます。

図表 地域活への参加状況



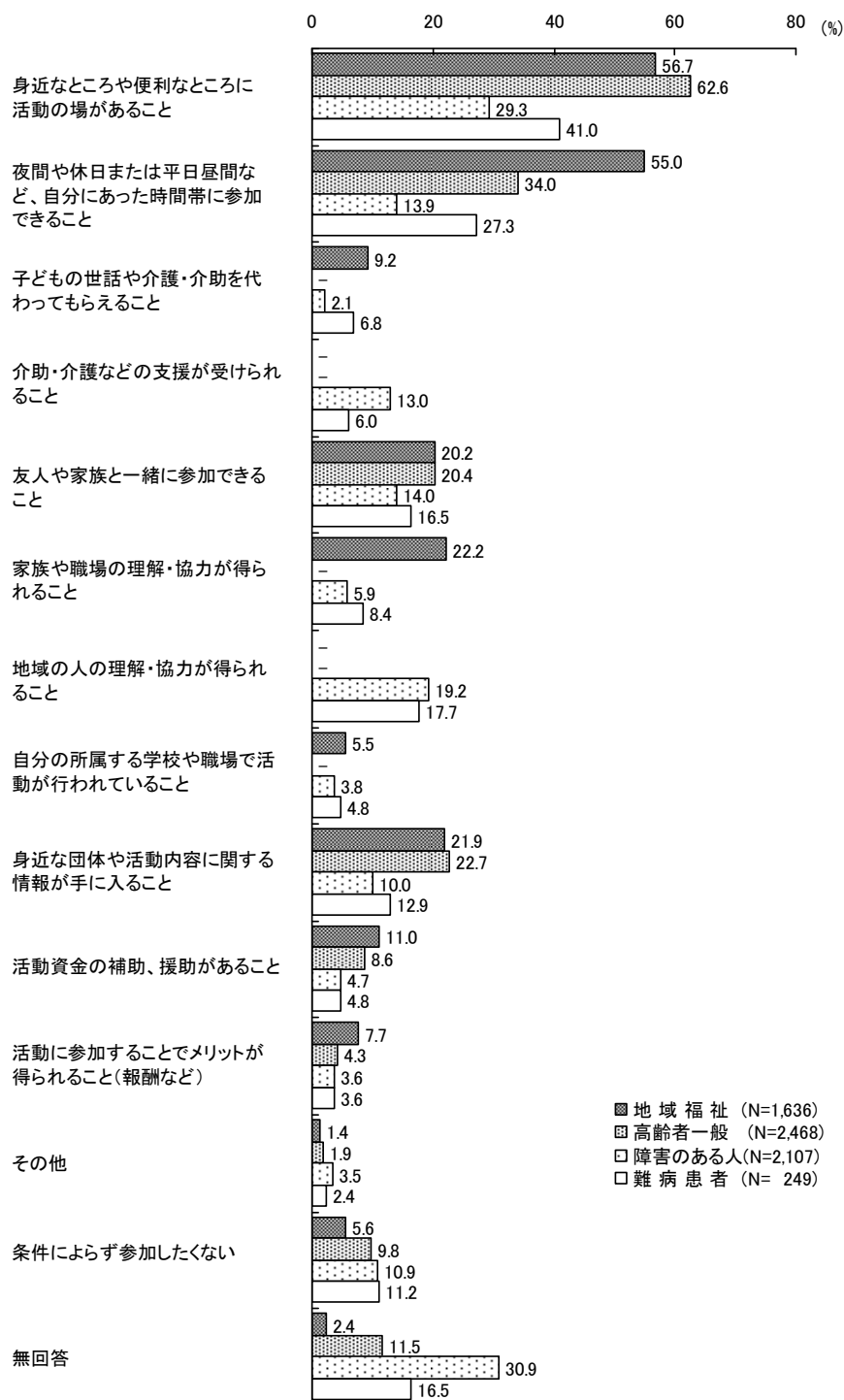
(資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査)

解説 《前回(平成 13 年度調査)との比較》



地域活動を行う上で必要な環境・条件については、「夜間や休日または平日の昼間など、自分にあった時間帯に参加できること」、「家族や職場の理解・協力が得られること」が多くなっています。

図表 地域活動を行う上で必要な環境・条件（複数回答）



(資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査)

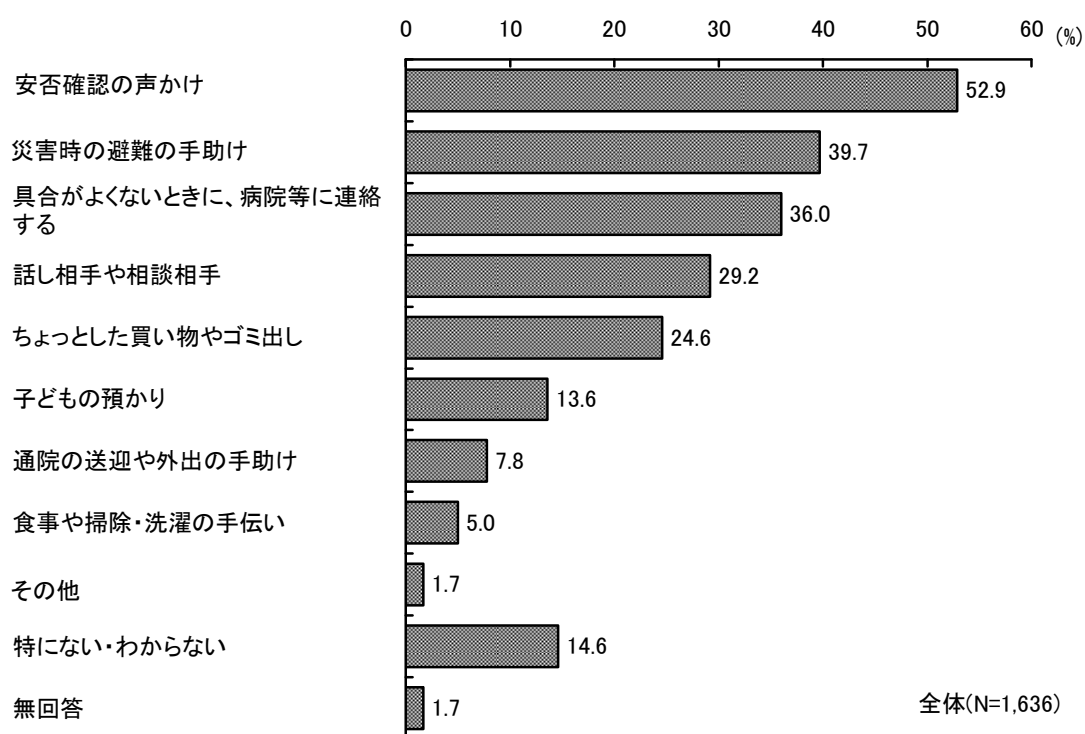
②住民の協働による地域福祉

市民が身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、住民同士の助け合いや支え合いが必要です。

市内には、約400の町内会・自治会があり、全体で7万以上の世帯が加入しています。また、社会福祉協議会を中心に、地域における住民相互の見守り・助け合い活動の実現を進めるための小地域ネットワークづくりが進められています。

アンケート調査では、子育て家庭、高齢者や障害のある方に行いたい手助けについて、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難の手助け」、「具合がよくないときに病院等に連絡する」が上位にあげられています。

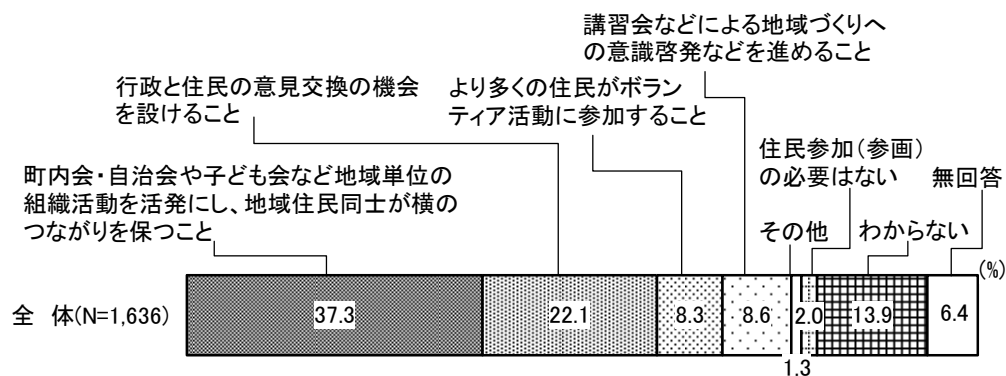
図表 子育て家庭・高齢者・障害者に行いたい手助け（複数回答）



（資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査）

福祉を充実するための住民参加（参画）の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」が最も多く、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が続いています。

図表 福祉を充実するための住民参加（参画）の方法



（資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査）

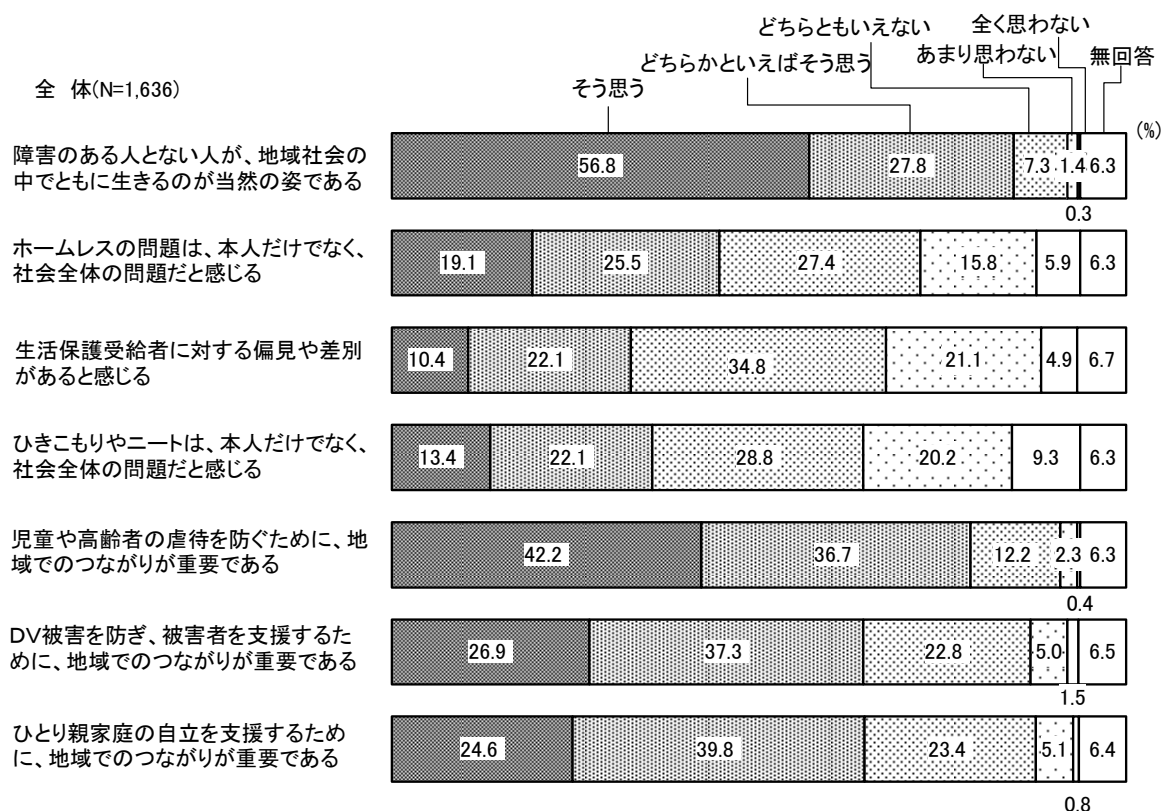
(3) 新たな福祉課題への対応

近年、高齢者虐待、児童虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、ホームレスなど、従来の福祉施策では対応できない新たな課題が顕在化してきています。

新たな課題に対応していくためには、社会的に支援を必要としている人を社会から疎外することなく、地域社会のなかで仲間として受け入れていこうとするソーシャルインクルージョンの考え方の定着が必要です。

ソーシャルインクルージョンの考え方については、「障害のある人となない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である」、「児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である」については意識が高くなっていますが、ひきこもりやニート、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低くなっています。

図表 ソーシャルインクルージョンの考え方



(資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査)

ソーシャルインクルージョン

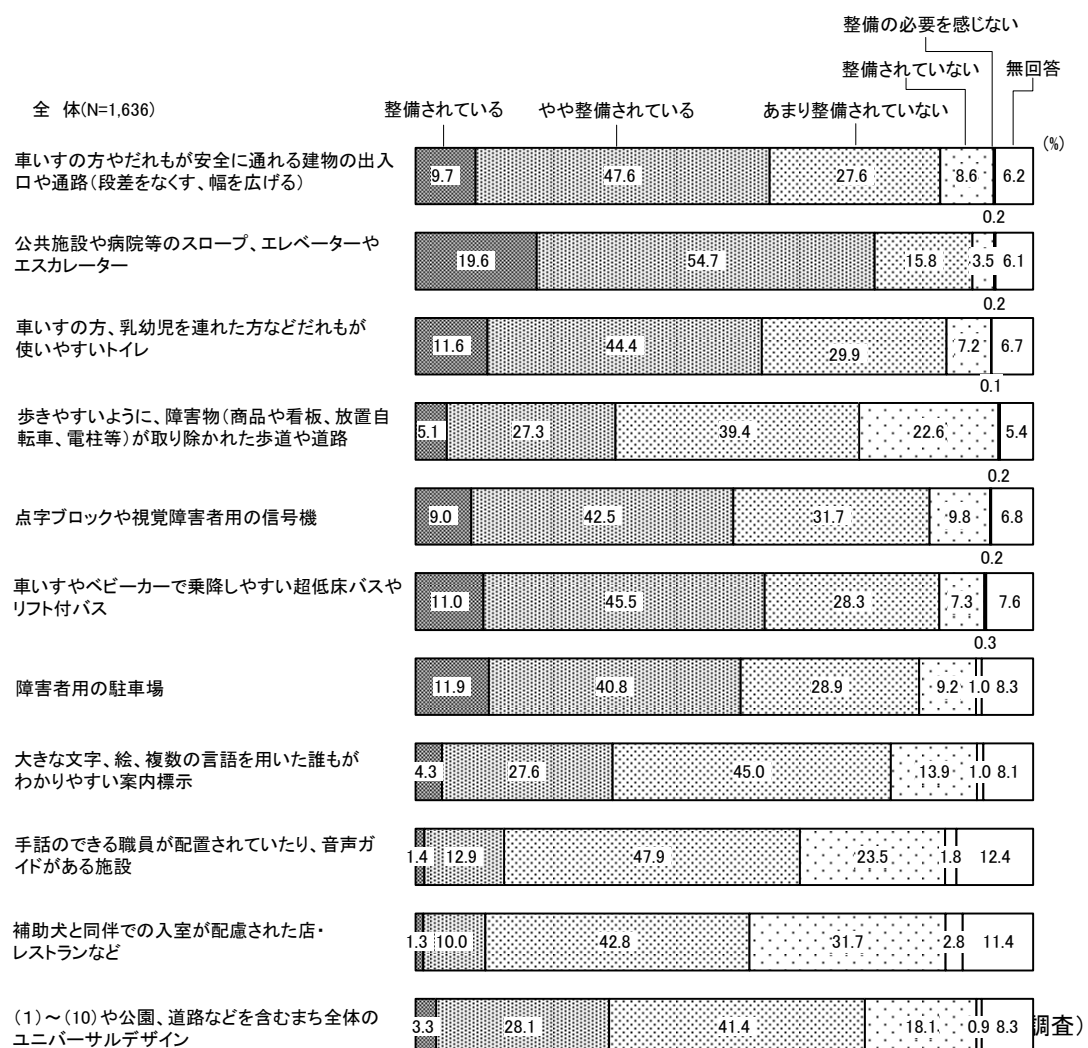
社会的包摂。自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方で、社会から疎外・排除されている人々を地域社会の仲間として受け入れていこうとする概念。

(4) バリアフリーのまちづくり

市内公共施設では、「入り口段差なし」は100%の施設で、「障害者用トイレの手すり設置」、「エレベーターの車いす専用操作版」も97%の施設で整備が完了しています。また、「エレベーターの音声・点字表示」、「視覚障害者誘導ブロック」の整備率が高く、現在までに8割以上の施設に、「身体障害者用駐車場」は7割以上の施設に整備されています。商業施設におけるバリアフリーについては、平成5年より府中駅南口の再開発が行われており、高架化した京王線府中駅からは、「くるる」などの商業複合施設のエレベーター・エスカレーター等を利用して地上に出られるバリアフリー化が進んでいます。

バリアフリーの実感について、「公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター」は整備されていると感じていますが、「補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど」や「手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」は整備されていないと感じています。

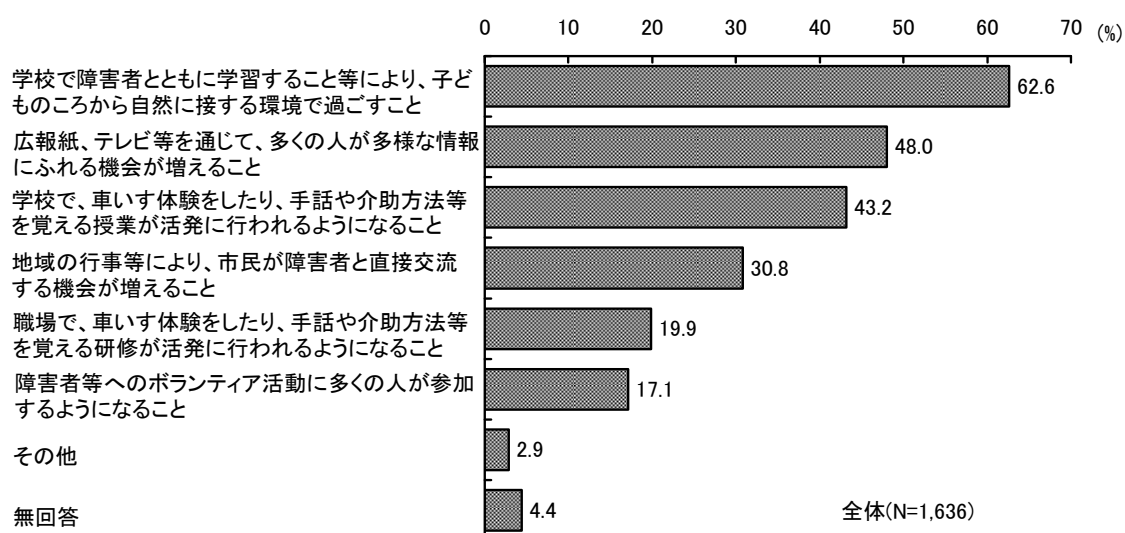
図表 建築物・公共交通機関等・情報のバリアフリー化の状況



バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、建物等の整備をすすめるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」を実現することが課題となっています。

心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どもたちから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。

図表 心のバリアフリーを進めるために必要なこと（複数回答（3つまで））



（資料：平成 20 年 府中市福祉計画（地域福祉）調査）

2 府中市の地域福祉に関する課題

府中市を取り巻く現状及びアンケート調査の結果を踏まえた上で、「みんなでつくる、ひとにやさしいまちづくり」の実現に向けては次のような課題が抽出されます。

（１）誰もが質の高いサービスを利用できるように

①新しい情報提供のあり方の必要性（アクセスの確保）

日ごろの福祉サービスの情報入手方法について、市では、市の総合的な情報提供として「広報ふちゅう」や「市のホームページ」などの充実に努めていますが、さまざまな障害への配慮や多国語への対応なども含めた、新しい情報提供のあり方を検討し、アクセスを確保していく必要があります。

②地域に密着した相談体制の整備

現在、市では「市役所の相談窓口」のほかに、高齢者の介護や介護予防に関することは在宅介護支援センターや地域包括支援センター、子育てに関することは子ども家庭支援センターなどで、相談内容に応じて各種の相談事業を行っています。

今後は行政窓口が地域の身近な相談先となるよう、平日の日中に相談窓口を足を運びにくい若い世代や子育て世代も地域で相談できる体制を整備するなどさらなる充実が求められます。

（２）安心、安全に、誰もが暮らせるまちづくりのために

①孤立しがちな市民の支援

高齢者暴力や児童虐待が増加しています。

暴力の早期発見への取り組みや、通報義務の普及、地域の見守り活動の充実など地域により支援が求められます。

②地域への移行支援

障害のある人は年々増えており、身体、知的、精神障害者と難病患者を合わせて平成18年度では延べ1万人を超えています。

障害をもつ人が、地域で安心して暮らし続けられるために、様々な支援が求められます。

③制度のすきまにある市民の支援

ソーシャルインクルージョンに関する考え方では、ひきこもりやニート、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低く、地域社会全体での取組みに消極的な態度がうかがえます。

すべての市民が地域社会で孤立せずに暮らし続けられるように、ソーシャルインクルージョンの理解の浸透に向けて啓発活動の展開が求められます。

④人権の尊重（権利擁護）

理想とする地域像は、「子どもがいきいきと育つまち」、「高齢者が暮らしやすいまち」、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」となっています。

理想とする地域像を実現するためには、人権を尊重した活動が基盤となることから、児童の権利に関する条約、成年後見制度など、人権の尊重を重視した権利擁護体制を充実することが必要です。

（３）いきいきと暮らせるまちづくりのために

①地域活動のきっかけづくり

市内では11の文化センターで地域の様々な活動を支援していますが、さらに活動のすそ野が広がるよう、各種講習会や講演会などの開催など、地域活動のきっかけづくりを行うことが求められます。

また、男女、年齢、障害や病気の有無に関係なく、参加したい活動には参加できるような仕組みを整備していく必要があります。

②団塊の世代の健康・生きがいづくり

現在50歳代後半の団塊の世代は、平成25年頃には定年退職者が多くなると想定され、地域での時間を多く過ごす市民が増えることが予想されます。

健康づくりや生きがいづくりに役立つ活動が提供できるよう、様々なメニューを用意しておく必要があります。

③新しい人材育成のしくみづくり

市ではNPOとの協働推進事業などを展開しているところですが、地域福祉の推進においては、サービスや支援を担う人材の育成と確保が求められます。福祉従事者の育成と確保はもとより、継続的な地域活動の展開のためには人材育成が不可欠であり、さらに活動のすそ野を広げる人材育成のしくみづくりが必要です。

（４）身近な地域での支えあいのまちづくりのために

①地域での助け合いのネットワークづくり

地域での助け合いについては、多くの人が必要性を感じながらも、人に気を使うことや、プライバシーの点から、自分が協力を受けることには抵抗がある様子がかがえます。

さまざまな人のニーズとその背後にある住民の抵抗感に配慮した、地域住民のネットワークづくりに重点を置いた地域活動拠点の整備などが望まれます。

②地域での新たな関係づくりの機会創出

住民が助け合う「地域」と感じる範囲は、7割以上が「隣近所」、「町内会・自治会」ととらえており、「顔見知りがいる範囲」を地域と考える様子がかがえます。

町内会・自治会と協働した若年層が参加しやすい地域イベントの開催など、地域で趣味や話題を共有できる機会の創出が求められます。

③小地域活動の推進

市では社会福祉協議会を中心に、小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する小地域ネットワークが展開されています。

小学校区より小さい、町内会、自治会など、徒歩や車いす、自転車で回れる範囲の生活圏を小地域ととらえ、その中の見守りの必要な要援護者に対して生活支援や援助活動を展開する小地域活動の推進がますます重要です。

(5) みんなで進める人にやさしいまちづくりのために

①福祉のまちづくりの啓発・教育、仕組みづくり

福祉を充実するための住民参加（参画）の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が求められています。

このような市民の意識をさらに高める機会の提供として、ワークショップや懇談会など地域住民同士が集まり直接参加できる仕組みを検討していく必要があります。

②ユニバーサルデザインの促進

公共施設のバリアフリーについては、整備が進んでいると市民が実感していますが、案内やサインなども含めたまち全体の特にソフト面でのユニバーサルデザインの整備については途上であると認識されています。

ハード、ソフトの個々のバリアフリーがネットワーク化されることが必要です。

③福祉のまちづくりの啓発・教育（学校教育との連携）

心のバリアフリーを進めるためには、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が必要と感じています。

学校生活を通じた青少年期からの取組みが地域福祉に生かされるプログラムづく

りなどが求められます。

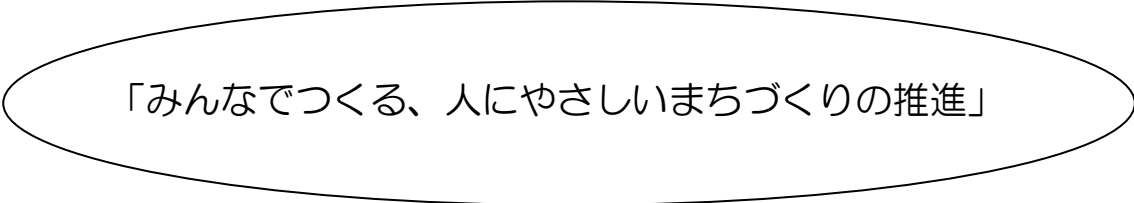
第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市福祉計画の基本理念である「安心していきいきと暮らせるまちづくりーみんなでつくる、みんなの福祉ー」の実現をめざし、地域福祉計画では次のように理念を設定します。



「みんなでつくる、人にやさしいまちづくりの推進」

（2）計画の考え方

計画の考え方は、以下のとおりとします。

○すべての市民を対象にします

すべての市民が地域の構成員に尊重され、ともに支えあい、ともに助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○市民との協働による地域福祉をより一層推進します

すべての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加、参画する福祉活動を通じて暮らしやすいまちづくりを推進します。

○地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を活用して地域のつながりを大切にしまちづくりを推進します。

○福祉の充実のためのしくみをつくります

福祉サービスを利用する人の尊厳が尊重されるしくみを確立すると同時に、福祉を進めるさまざまな主体が育つような支援をします。さらに、地域全体で福祉を進めるための条件環境づくりを推進します。

○市民が地域で穏やかに暮らせるしくみをつくります

身近なところで相談できるように、地域に気軽に立ち寄れる相談窓口を充実し、虐待や孤立死等を未然に防止できるようなセーフティーネットあるまちづくりを推進します。

○ハード・ソフトの両面から地域福祉を推進します

身体状況によらず、すべての市民が快適に暮らせるようバリアフリーやユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。

○福祉のまちづくりを総合的に推進する計画を含みます

今回の地域福祉計画では、「府中市福祉のまちづくり条例」にもとづく「福祉のまちづくり推進計画」を含みます。

(3) 福祉のまちづくりに対する考え方

なお、福祉のまちづくり推進計画の目標及び推進の視点は次のとおりです。

① 福祉のまちづくりの目標の実現

福祉のまちづくりの目標は、「すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障害のない社会を築くこと」です。

府中市では、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識にたち、「市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進すること」を目的とした福祉のまちづくり条例を定めました。本計画は福祉のまちづくりを総合的に推進するための基本となる計画です。

② 新たな福祉のまちづくり推進の視点

ア バリアフリーの視点 一点から面へ総合的なバリアフリー化

府中市では、社会にある「情報」「制度」「心」「物理的」な4つのバリアを除き、すべての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりの実現を目指し、点から面へ総合的なバリアフリー化をめざします。

■「バリアフリー＝バリア（障壁、妨げているもの）がないこと」とは

「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア・妨げているもの）となるものを除去（フリー・取り除く）する」という意味で、もともとは建築用語として使用されていまし

た。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

【参考】

- 平成11年度の障害者白書によると、障害者を取り巻く四つの障壁（バリア・妨げているもの）として、
- 1 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
 - 2 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
 - 3 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
 - 4 心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁（心の壁）をあげています。

イ ユニバーサルデザインの視点 ー市民みんなのユニバーサルデザイン

府中市では、平成19年11月、バリアフリーを包含し、より発展させた考え方である「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインする」ユニバーサルデザインの考えにもとづき、「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を発行しました。

様々な状態の人々で構成されている市民が、建築物や道路、交通機関等を簡単に理解でき、利用しやすいようにユニバーサルデザインの考え方にそって福祉のまちづくりを推進していきます。

※※ロナルド・メイスが唱えたユニバーサルデザインは次の7原則で構成される

- 原則1 だれもが公平に利用できること（公平性の原則）
 - 原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
 - 原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
 - 原則4 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）
 - 原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知製性の原則）
 - 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること（効率性の原則）
 - 原則7 利用者に応じたアクセスしやすさと充分な広さを確保すること（快適性の原則）
- 出典：府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン

2 計画の基本目標

「みんなでつくる人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 利用者本位のサービスの実現

- ・利用者の自己実現に向けたサービスの提供が求められています。市は、具体化に向けて利用者の自己決定に基づく選択、決定の支援に取組み、利用者本位のサービスの実現に取り組めます。

【取り組む方向】

- 情報収集の拡充 ■わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）
- 相談・権利擁護事業の充実 ■サービスの質の確保
- 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリーの推進）

(2) 安心して暮らせるまちづくり

- ・障害者や高齢者だけでなく、あらゆる市民が自立して生活できるよう、日常生活を支援する取組みを展開し、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

【取り組む方向】

- 日常生活の支援 ■地域への移行支援 ■健康づくり・介護予防の推進

(3) いきいきと暮らせるまちづくり

- ・地域の社会資源の活動や活用及び連携を支援する取組みや、福祉サービス従事者の人材確保・育成に向けた支援に取組み、市民のだれもが、いきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

【取り組む方向】

- 支援ネットワークの推進 ■パートナーシップの推進 ■福祉人材の確保

(4) みんなでつくる支えあいのまちづくり

- ・一人ひとりがまちを支え、まちが一人ひとりを支えています。支えあいの意識の育成と啓発、地域活動の支援、関係機関との連携、まちづくり推進計画の策定及び他計画との調整、防災・防犯等に取り組み、みんなでつくる支えあいのまちづくりを展開していきます。

【取り組む方向】

- 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- 地域福祉活動の促進
- 社会参加の促進
- 福祉の総合的なまちづくりの推進
- 防災・防犯のまちづくり

(5) 福祉のまちづくりの推進

- ・自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画しやすい環境整備が求められています。バリアを意識しないで暮らせる福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

【取り組む方向】

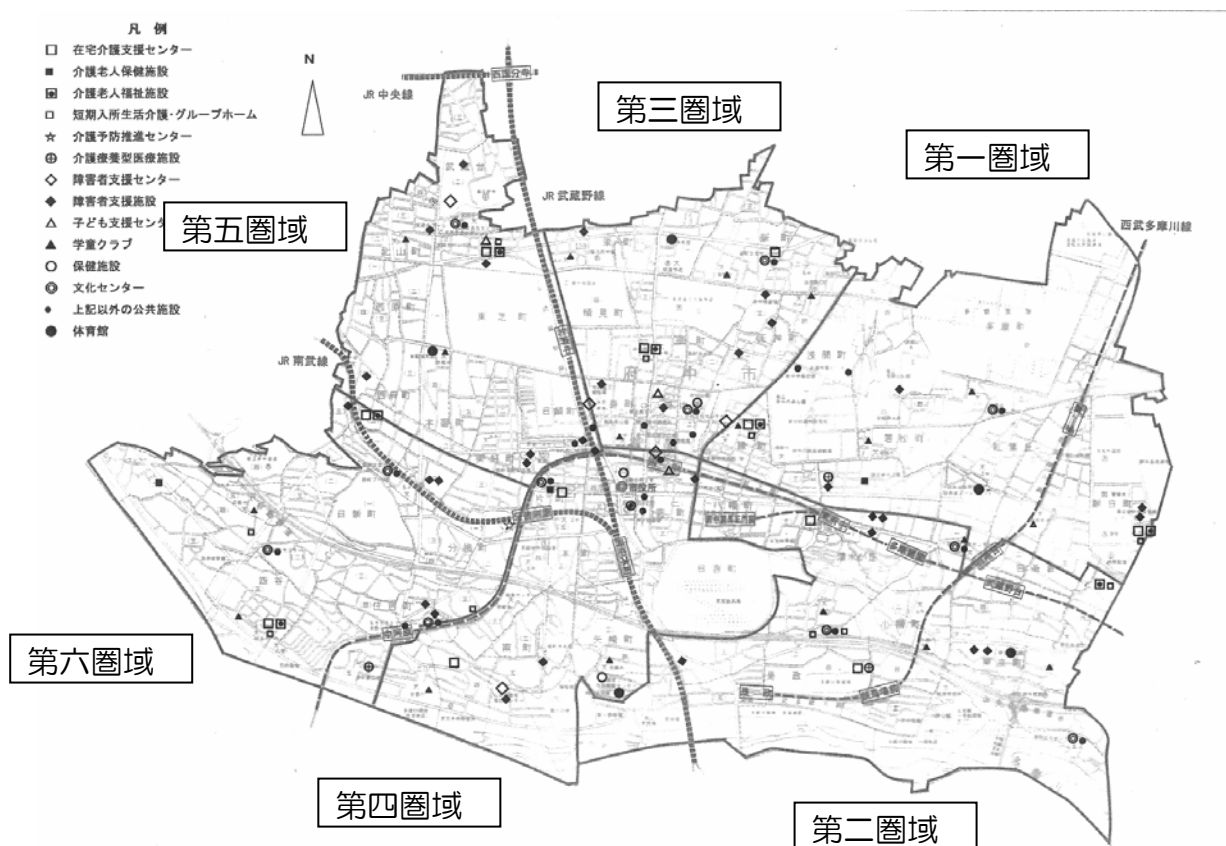
- 移動ルートの確保
- 施設（公共施設・学校・公園・住宅・民間建築物）
- 交通
- サイン
- 案内・誘導

3 福祉エリアの設定

「みんなでつくる人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、6つ生活圏域を福祉エリアと定めます。

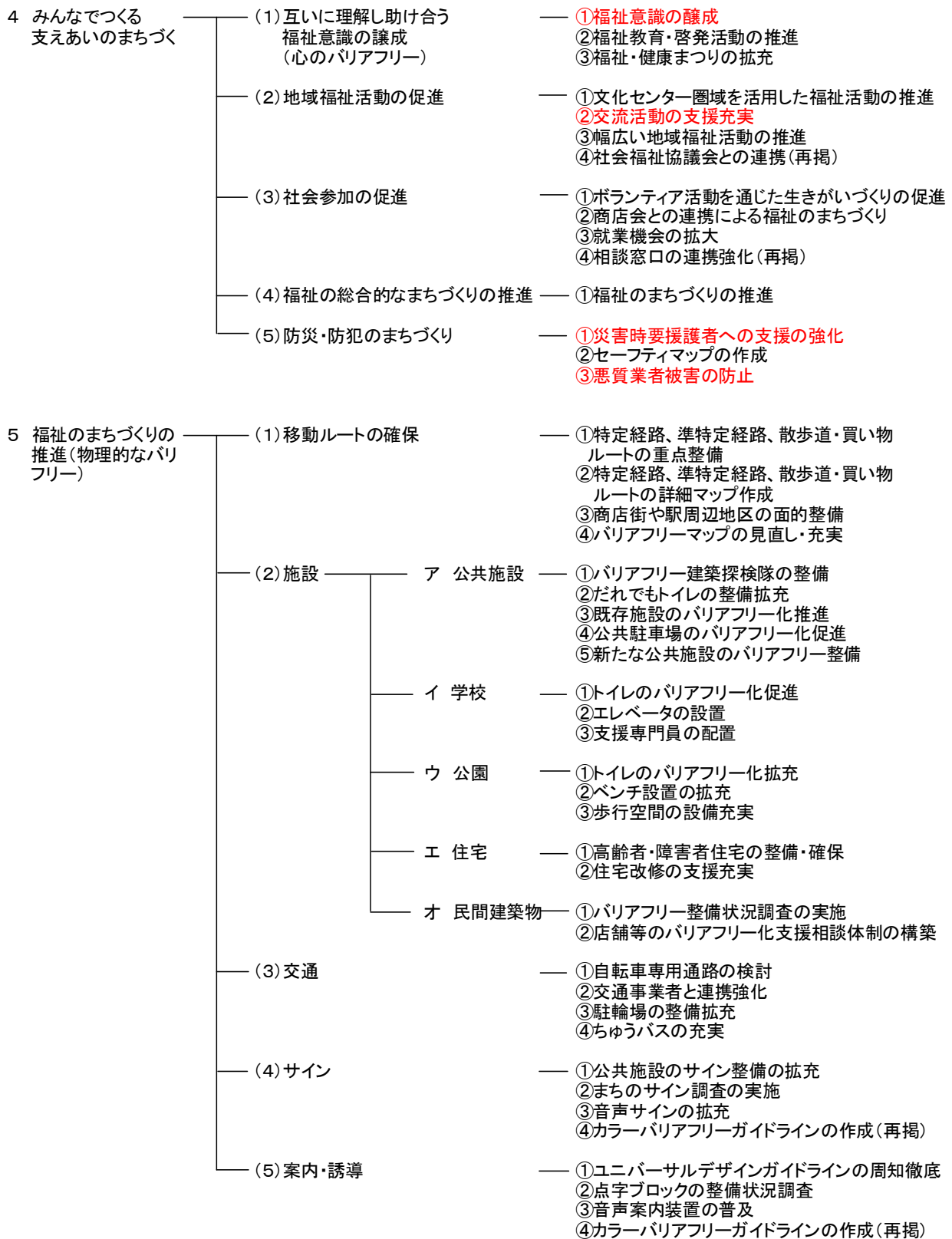
福祉エリアごとに、点在している人や施設等の社会資源を活用して、市民それぞれにふさわしい福祉サービスを展開していきます。

図 地域福祉における福祉エリア



4 計画の体系

【目標】	【方針】	【施策】
1 利用者本位の 仕組みづくり	(1) 情報収集の拡充 (2) わかりやすく利用しやすい情報提供 の推進(情報のバリアフリー) (3) 相談・権利擁護事業の充実 (4) サービスの質の確保 (5) 幅広く使いやすい制度の推進 (制度のバリアフリー)	— ①市民の生活問題の実態把握体制の充実 — ①わかりやすい情報提供の仕組みづくり ②情報利用のアクセスの確保 ③カラーバリアフリーガイドラインの作成 — ①相談窓口の連携強化 ②利用者の立場に立った相談体制の拡充 ③苦情対応の整備 ④権利擁護体制の充実 — ①事業者団体への支援 ②福祉サービス第三者評価制度の普及・促進 — ①使いやすい制度づくり ②当事者参加・参画の仕組みづくり ③制度の普及
2 安心して暮らせる まちづくり	(1) 日常生活の支援 (2) 地域への移行支援 (3) 健康づくり・介護予防の推進	— ①外国人、生活困窮者、ホームレスへの 支援の充実 ②住まいの確保 ③低所得者への相談機能の充実 ④個人住宅の改修促進 ⑤地域での見守り活動の充実 — ①障害者の地域での自立支援 — ①健康づくりへの支援 ②介護予防への支援 ③相談・情報提供体制の充実
3 いきいきと暮らせる まちづくり	(1) 支援ネットワークの推進 (2) パートナーシップの推進 (3) 福祉人材の育成・確保	— ①支援ネットワークづくりの推進 ②関係団体による情報交換の場の設置 ③地域での見守り活動の充実(再掲) ④新しい助け合い活動の研究 — ①NPO等市民活動団体との連携による 地域福祉の拡充 ②社会福祉協議会との連携 ③民間活力の活用による福祉サービスの確保 ④福祉施設と地域の連携推進 ⑤福祉活動拠点の拡充 — ①専門的な人材確保 ②多様な福祉人材の育成・確保 ③ボランティアセンター事業の拡充



第4章 重点施策

本計画では、府中市の現状と課題、分野別計画との関係からみて重要な3つの視点に立った施策を重点施策として設定します。

1 身近な地域での相談体制の整備

○ 地域福祉のワンストップサービスの展開（地域）

これまでも、高齢者、障害者などの身近な相談体制の整備につとめてきましたが、身近な地域に福祉全般に対する相談支援体制の拠点を整備するなどワンストップサービスの展開が必要です。

今後は福祉と保健の相談窓口の機能を充実し、地域包括支援センターや地域生活支援センター等とも連携しながら、地域の要支援者の生活課題の把握、横断的な問題解決のネットワークを進めます。

また、休日夜間も含めた相談体制を充実し、さまざまなライフスタイルの人が相談しやすい体制を整備します。

○ 地域包括支援センターの機能強化（高齢）

○ 発達障害相談支援センター（障害）

2 社会参加の仕組みづくり

○ アクティブシニアの活動支援（地域）

高齢者もしくは高齢者予備軍の市民に対し、就業相談や就業情報の提供、あっせんを行うとともに、NPOや創業等の多様な働き方に対する情報提供を行います。

また定年退職した市民がこれまで培った経験や技能を活かした地域活動に取り組める機会づくりやコーディネートを行い、人材バンクを作ります。

○ 介護予防の体系化（高齢）

○ ボランティアや民間組織との協働の仕組みづくり（次世代）

3 ソーシャルインクルージョンのしくみづくり

○ 災害時の総合的なサポートシステムづくり（地域）

災害や緊急時等に迅速な支援を実施するため、一人暮らし、ねたきり、認知症等要援護者の把握につとめ、災害、緊急時の救済や安否確認の充実を図り、個人情報保護に配慮しつつ要援護者マップを作成します。また、災害弱者を速やかに救済するために、地域と施設が協定を結び、緊急的なケアを受けられる体制を支援します。

さらに、災害時さまざまなボランティア団体からの応援、協力が求められるよう、防災関連部署と各団体との情報共有を行い、日頃からの信頼関係を構築します。

○ 就労支援のネットワークづくり、チャレンジ雇用（障害）

○ 障害者の就労支援のしくみづくり（障害）

第5章 目標に向けた取組み

第5章 目標に向けた取組み

目標1 利用者本位の仕組みづくり

福祉サービスの利用においては、サービスを必要とする市民が、適切なサービスを選択でき、安心してサービスを受けられることが第一です。

福祉サービスの利用については、これまでも利用者の立場に立った相談体制や情報提供の推進につとめてきました。しかしながら地域には、さまざまな生活課題をもつ人やサービスや支援が届かず孤立してしまいがちな人がいます。今後は、サービスを必要とするすべての市民が適切に迅速にサービスを利用できるように、地域に密着した相談体制などの拡充や、より利用しやすくわかりやすい情報提供の充実を図ることが重要です。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように権利擁護体制を拡充することも大切です。

利用者が安心してサービスを選択するためには、質の高い福祉サービスの拡充が不可欠です。福祉サービス第三者評価制度の普及など、事業者が自らサービスの質の向上に取り組む仕組みを構築していくことが必要です。

障害があると資格をとったり特定の職業につくことを制限されることがあります。だれもが社会参加できるように、制度の設置や運用について見直すことが必要です。

(1) 情報収集の拡充

利用者にとって必要なサービスが的確に提供されるように、市民のニーズや生活問題、福祉課題等の把握の充実につとめます。

①市民の生活問題の実態把握体制の充実

事業名	推進区分	内容
生活問題の実態把握	充実	・市民生活をめぐる福祉課題や行政需要などを的確に把握するため、実態調査、アンケート調査などを計画的に実施します。

(2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）

利用者が必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。また、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないようにつとめます。

※情報のバリアフリーとは、情報のバリア（障壁・妨げているもの）の除去のことです。

①わかりやすい情報提供のしくみづくり

事業名	推進区分	内容
総合的な情報提供体制の整備	充実	・福祉情報冊子・パンフレットなどによるわかりやすくきめ細かな情報提供を進めます。 ・市の広報やホームページなどにより、情報の即時性を高めます。 ・関係機関・団体等の冊子・パンフレット等を活用した情報提供を行います。 ・ケーブルテレビや出前講座を実施するなど多様な情報提供媒体の活用を進めます。
分野別情報収集・提供の充実	充実	・情報を分野別に収集し、必要な情報を入手しやすいように情報提供に努めます

②情報利用のアクセスの確保

事業名	推進区分	内容
情報利用のアクセスの確保	充実	・障害者（児）や高齢者など情報入手が困難な方に対して、様々な情報提供手段を活用して情報利用のアクセスの確保に努めます

③カラーバリアフリーガイドラインの作成

事業名	推進区分	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成	新規	・高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。

（３）相談・権利擁護事業の充実

だれもが地域で気軽に相談できるように地域に密着した相談体制の拡充を図ります。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように人権の尊重を重視した権利擁護体制の拡充を図ります。

①相談窓口の連携強化

事業名	推進区分	内容
相談窓口の連携強化	充実	・福祉総合相談窓口機能の拡充とあわせて、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・身近な相談窓口として、民生委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます

②利用者の立場に立った相談体制の拡充

事業名	推進区分	内容
利用者の立場に立った相談体制の拡充	充実	・高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制の充実を進めます。

③苦情対応の整備

事業名	推進区分	内容
専門的な苦情相談窓口の充実	充実	福祉サービスの利用に関する解決困難な苦情に対応して、専門的な苦情相談窓口で対応し、苦情解決につとめます。

④権利擁護体制の充実

事業名	推進区分	内容
権利擁護体制の充実	充実	・サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用総合支援事業の充実を図ります。

（４）サービスの質の確保

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス提供利用者への支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

①事業者団体への支援

事業名	推進区分	内容
事業者団体への支援	充実	・事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。 ・利用者の「声」を事業者団体に提供し、サービス改善を促進します。

②福祉サービス第三者評価制度の普及・促進

事業名	推進区分	内容
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	充実	・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めます

（５）幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）

市民のだれもが希望にそって社会に参加・参画したり、教育を受けられるよう、さまざまな制度について設置や運用等の見直しを行い、使いやすいものにしていきます。また社会等への参加や参画がしやすくなるように環境の整備を図ります。

※制度のバリアフリーとは、社会に参加・参画したくとも、また教育を受けたくても、制度に阻まれて機会を失うこと（障壁・バリア。妨げているもの）の除去のことです。

①使いやすい制度づくり

事業名	推進区分	内容
使いやすい制度づくり	充実	・できるだけ多くの市民が希望にそった社会参加ができるような制度づくりに努めます
当事者参加・参画の仕組みづくり	充実	・当事者が参加・参画できる仕組みづくりを一層進めます

②当事者参加・参画の仕組みづくり

事業名	推進区分	内容
委員会等への参加推進	充実	・当事者の意見が市政に積極的に反映されるように当事者の委員会等への参加を推進します
計画づくりへの参画の取り組み	充実	・当事者の意見が市政に積極的に反映されるように当事者の計画づくりへの参画に取組みます
ワークショップ・懇談会の開催	充実	・当事者の意見を把握するため、作業形式のワークショップや、懇談会を開催します

③制度の普及

事業名	推進区分	内容
制度の普及	充実	・市民の社会への参加・参画の機会を増やすため、制度の普及に努めます
広報の充実	充実	・広報等に制度を掲載し、制度の広報に努めます
市内事業者への指導	充実	・市内で事業を展開している事業者に、制度について理解を深めるための指導を推進します
多様な広報手段の取り組み	充実	・制度の普及のため、多様な広報手段に取組み情報提供していきます

目標２ 安心して暮らせるまちづくり

急速に少子、高齢化がすすむ中で、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、昼間乳幼児と親だけになってしまう家庭など地域での支え合いを必要とする家庭が増えており、高齢者虐待や児童虐待も増加しています。またホームレスやニート、ひきこもりなど新たに支援を必要とする人たちがいます。

あらゆる市民が地域で孤立せず、安心して生活できるよう、日常生活の支援などの施策の充実が求められています。

また、障害をもつ人が地域で自立して生活できるように、行政や福祉サービス、地域等が連携した支援体制の整備が必要です。

一方、超高齢社会を迎えるにあたっては、自分や家族だけでなく地域の皆が健やかに暮らしていくことが重要です。いつまでも健康でいきいきと暮らしつつけられるよう、健康を自らつくるための支援や、介護予防の推進などのさらなる充実が必要です。

（１）日常生活の支援

だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりのニーズに対応し、自立を支援していきます。

①外国人、生活困窮者、ホームレスへの支援の充実

事業名	推進区分	内容
外国人への支援策の充実	充実	・市の広報などを通じて、地域イベント等への参加呼びかけを行い、地域での交流を進め、孤立化を防ぎ安心して生活できる環境をつくるとともに相談機能を充実します。 ・外国語による市政情報誌「府中インフォライン」での情報提供を充実します。 ・国際交流サロンでの相談、日本語教室など生活支援事業を充実します。 ・NPO 団体等と連携して交流や支援事業の拡充を進めます。
生活困窮者への自立促進への支援	充実	・ハローワークとの連携や都立府中高等職業技術専門校等での技術修得など、就業に結び付く情報を提供するなど、自立支援を促進します。
ホームレスへの自立支援	充実	・定期的に生活実態を調査し、就業や生活の相談援助を行うとともに、働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援を行うよう、国や東京都

		に適切な方策を講ずるよう要請します。
--	--	--------------------

②住まいの確保

事業名	推進区分	内容
住まいの確保	充実	・ 障害者や高齢者、ひとり親世帯向け都営・市営住宅の確保を進めます。 ・ 高齢者や障害者が地域で共同生活ができるよう、民間グループホームを誘致します。 ・ ひとり暮らし高齢者住宅の適切な運営を行います。

③低所得者への相談機能の充実

事業名	推進区分	内容
福祉総合相談機能の充実	充実	・ 生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、多様な機関が実施する各種助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実を図ります。

④個人住宅の改修促進

事業名	推進区分	内容
住まいのバリアフリー化	充実	・ 障害者や高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を促進します。

⑤地域での見守り活動の充実

事業名	推進区分	内容
地域での見守り活動の充実	充実	・ 孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・ 高齢者虐待や児童虐待を発見した場合はすみやかに通報するよう啓発につとめます。

(2) 地域への移行支援

障害をもつ人の地域生活移行支援の目的は、自立生活を支援することであり、自立生活とは地域で必要な支援を得ながら自分らしく生活できることです。

地域での生活に向けて、移行支援事業や相談支援事業、居住サポート事業、住民への理解促進など様々な支援を推進します。

①障害者の地域での自立支援

事業名	推進区分	内容
障害者の地域での自立支援	充実	・行政、福祉サービス、市民、当事者が連携を図り、移行支援、相談支援、居住サポート、住民への理解促進などの支援を推進します。

(3) 健康づくり・介護予防の推進

市民が健康でいきいきと暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励むことが必要です。生涯にわたる健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

①健康づくりへの支援

事業名	推進区分	内容
保健計画の策定・医療機関との連携	充実	・すべての市民のライフステージにあわせた「保健計画」を策定し、健康づくり支援事業を推進します。医療機関と連携した疾病予防事業の推進に努めます。
健康管理の促進	充実	・健康診査等により疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を含め生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。 ・かかりつけ医制度の普及を促進します。
自主的な健康づくりへの支援	充実	・文化センターなどで、健康講座、健康づくり相談や健康づくりプランの作成を指導するとともに、栄養改善指導などを行うヘルスメイト府中21の活動を通じて、市民の自主的な健康づくりを支援します。

②介護予防への支援

事業名	推進区分	内容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	充実	・文化センター、地域体育館などで、年代に応じた体力づくりを進めるとともに、地域デイサービス事業で体操指導を行うなどさまざまな場面で健康づくりが進められるような場と機会を提供します。
介護予防事業の充実	充実	・介護予防健診を実施します。 ・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・介護予防健診への参加の動機づけのしくみをつくります。 ・地域包括支援センター、介護予防コーディネーターと連携し、介護予防事業を実施します。

③相談・情報提供体制の充実

事業名	推進区分	内容
相談・情報提供体制の充実	充実	・医療センターを中心として相談体制を拡充するなど健康に関する知識や情報提供の充実を進めます。
個人の健康管理への支援	新規	・個人が健康管理しやすいシステム（「健康管理手帳」など）を開発し、診断結果や健康情報を記録して個人の健康管理を支援します。

目標3 いきいきと暮らせるまちづくり

地域で支える福祉を実現するためには、行政のみならず、福祉関係の機関、団体、施設、民間事業者、NPOなどの民間団体、住民が互いにパートナーシップを築き、協働して福祉活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには行政、事業者、NPOなどの民間団体、住民がそれぞれの役割や資源、機能を生かしながら、連携を図る必要があります。

また、質の高いサービスの提供に向けては、人材の育成や確保が何よりも重要です。サービスの提供を担う人や、地域活動を支える人、サービスをコーディネートする人など専門的な知識や技術をもった人材の育成と確保が求められます。

さらに人材の育成においては、福祉ニーズの多様化やサービス提供の増加に対応するために、幅広く地域福祉に参加できる人材の育成、確保に向けた取り組みも必要です。

(1) 支援ネットワークの推進

支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じてサービスを提供し、支えていくには、行政、福祉サービス提供機関、ボランティアグループ、NPO、地域団体など様々な機関の連携が不可欠です。各機関や団体、個人が協力して活動できるように連携体制を整備します。

①支援ネットワークづくりの推進

事業名	推進区分	内容
支援ネットワークの充実	充実	・地域の支援活動が、必要に応じて相互に連携した活動を実現するためのネットワークづくりを推進します。 ・多様な福祉活動を支える役割を担うリーダー的人材を地域から発掘し、養成して地域福祉活動の充実を図ります。 ・ボランティア活動を行う意向のある市民や学校の福祉活動を支援します。

②関係団体による情報交換の場の設置

事業名	推進区分	内容
情報交換の場の設置	新規	・民生委員や社会福祉協議会、自治会、NPO など福祉活動を目的とする関係団体による連絡会を開催し、情報交換・情報提供を行う場を設置します。

③地域での見守り活動の充実（再掲）

事業名	推進区分	内容
地域での見守り活動の充実	充実	・孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。

④新しい助け合い活動の研究

事業名	推進区分	内容
新しい助け合い活動の研究	新規	・市民相互の助け合い活動である「地域通貨（エコマネー）」や「コミュニティファンド」の活用など、新しい手法による福祉活動の検討や研究を進め、多様な福祉活動の推進を図ります。

（２）パートナーシップの推進

地域福祉の推進にあたっては、各機関が協働して支援活動を進める必要があります。それぞれの機関や団体の資源やサービスが有効に機能するように、パートナーシップの推進を図ります。

①NPO等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充

事業名	推進区分	内容
関係団体との連携	充実	・市民グループや自治会などが自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、NPO と連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。

②社会福祉協議会との連携

事業名	推進区分	内容
地域福祉活動推進事業への支援	充実	・社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動支援事業計画の実現を支援します。 ・社会福祉協議会の事業の実行を支える地域福祉推進協力員（仮称）の育成を支援します。
小地域活動の推進	充実	・町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや生活支援などの活動を推進します。

③民間活力の活用による福祉サービスの確保

事業名	推進区分	内容
民間活力の活用	充実	・民間事業者が進める福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的、効率的なサービス提供体制を確保します。

④福祉施設と地域の連携推進

事業名	推進区分	内容
地域との連携の推進	充実	・各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を促進します。 ・保育所や在宅介護支援センターなど、民間を含めた福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供、相談事業を行うなど地域との連携を促進します。

⑤福祉活動拠点の拡充

事業名	推進区分	内容
活動拠点の拡充	充実	・文化センターや公民館などの活用をさらに進め、福祉活動グループの拠点づくりを推進します。 ・小中学校、高等学校、大学などの施設が、福祉活動の場として活用できるよう関係機関に要請します。

（３）福祉人材の育成・確保

地域福祉の推進において、サービスや支援を担う人材の育成と確保は極めて重要な課題です。質の高いサービスの提供や支援に向けて、専門的な福祉事従事者のみならず、地域活動に携わる人材の育成と確保を図ります。

①専門的な人材確保

事業名	推進区分	内容
専門的な人材の確保	新規	・保健福祉人材育成センターを活用し、地域の課題を全体的に捉え、福祉活動に参加していくボランティアコーディネーターなど、専門的知識を持った人材を育成します。

②多様な福祉人材の育成・確保

事業名	推進区分	内容
多様な福祉人材の確保	充実	・幅広い年齢層の参加を促すよう努め、特に定年退職者や子育て経験者の経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。
コーディネーター市民の育成	新規	・一人ひとりの状況に応じて必要な支援を組み合わせ提供できるように、福祉サービス全般に精通したコーディネーターの育成を図ります。

③ボランティアセンターの拡充

事業名	推進区分	内容
ボランティアセンター事業の拡充	充実	・登録ボランティアに対しフォローアップ講座を開催します。 ・幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て、介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを充実します。 ・ボランティアコーディネーターなど、幅広い人材の確保に努めボランティア活動の充実に努めます。

目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくり

高齢者や障害者だけではなく、様々な困難にある市民が支援を求めています。市では、市民の一員として、ソーシャルインクルージョンの考えのもと、支援を進めていきます。また、社会参加を促進するため、まちのバリアフリー化を進めるとともに、「まちには様々な人が住んでおり、様々な場面で感じている不自由を理解する必要がある」として心のバリアフリーハンドブックを作成しました。一方調査によると、ハンディキャップのある人にとって、地域活動に参加する条件として「地域の人々の理解・協力が得られること」を挙げています。地域の人々の協力のもと、支えあいのまちづくりが一層求められています。

(1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

これからの社会は、互いに理解し助け合うため、高齢者や障害者等に対し、理解を深め、偏見や思い込み、決め付けをなくしていくことが求められています。市では、ノーマライゼーションのまちづくりを進めており、今回のアンケート調査でも、心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。このことから、学校生活を通じた青少年期からの取り組みや地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが期待されます。高齢者や障害者が困っていること、それを解消するための手伝いや心配り、コミュニケーションができるように、福祉教育や啓発活動等による心のバリアフリーを推進していくことが望まれます。

※心のバリアフリーとは、「意識上の障壁（バリア・妨げているもの）の除去のこと」です。

①福祉意識の情勢

事業名	推進区分	内容
ソーシャルインクルージョンの普及・促進	充実	・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてソーシャルインクルージョンの普及に努めます。
ノーマライゼーション理念の普及・促進	充実	・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

②福祉教育・啓発活動の推進

事業名	推進区分	内容
福祉教育・啓発活動の推進	充実	・小・中学校での福祉教育やボランティア体験、一般市民への福祉啓発活動事業として疑似体験を活用するなど、活動の充実を図ります。 ・市の広報やケーブルテレビなどを活用して、福祉啓発活動を推進します。

③福祉・健康まつりの拡充

事業名	推進区分	内容
福祉・健康まつりの拡充	充実	・多様な団体の参加を促進するとともに、より多くの市民が参加する福祉・健康まつりを目指して拡充を図ります。

(2) 地域福祉活動の促進

地域の実情にあった支えあいのまちづくりを実現するためには、地域に住む一人ひとりがそれぞれにあった活動に参加し、活動を展開していくことが求められます。市では、できるだけ多くの地域で支えあい活動が活発化するように活動の支援や、活動や交流、啓発の場を提供するなど、地域福祉活動の促進を図ります。

①文化センター圏域を活用した福祉活動の推進

事業名	推進区分	内容
文化センター圏域を活用した福祉活動の推進	充実	・文化センターを活用して、圏域で進められる福祉活動の発表の場・機会を提供するほか、生きがい活動の学習、交流事業など、多様な福祉活動の推進を図ります。

②交流活動の支援充実

事業名	推進区分	内容
交流活動支援の充実	充実	・様々な市民が日常的に気軽に交流できるように、文化センター以外の交流の場の確保や活動に対する支援を充実します。

③福祉活動推進支援事業の推進

事業名	推進区分	内容
福祉活動推進支援事業の推進	充実	・ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動、障害者への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支えあい活動、福祉ボランティア活動を支援し、支えあいのまちづくりを推進します。

④社会福祉協議会との連携（再掲）

事業名	推進区分	内容
社会福祉協議会との連携（再掲）	—	—

（３）社会参加の促進

多くの市民は教育、文化、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っており、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。また団塊の世代の定年退職により、職場から地域への移行が促進されます。市では、団塊の世代に対応した市民活動を支援するため、参加を促す情報提供や相談体制の充実を図るとともに、市内に点在している施設等を活用した社会参加の場と機会の提供に一層努めます。

①ボランティア活動を通じた生きがいの促進

事業名	推進区分	内容
ボランティア活動を通じた生きがいの促進	充実	・市、社会福祉協議会が連携して、市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充します。 ・様々な活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。
生涯現役推進のしくみ	新規	・市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充するしくみを構築します。

②商店会との連携による福祉のまちづくり

事業名	推進区分	内容
商店会との連携	充実	・商店会の協力を得て、空き店舗などを活用した障害者団体などの製品販売や展示の場、市民が気軽に立ち寄れる場を設置して、社会参加・交流を促進します。

③就業機会の拡大

事業名	推進区分	内容
就業機会の拡大	充実	・ 高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大します。 ・ 生活指導や作業指導などにより、障害者の自立に向けた支援を推進します。

④相談窓口の連携強化

事業名	推進区分	内容
相談窓口の連携強化 (再掲)	—	—

(4) 福祉の総合的なまちづくりの推進

府中市では、平成8年に「府中市福祉のまちづくり条例」が施行、平成16年には「府中市交通バリアフリー基本構想」(平成16年～平成22年)を策定、平成19年には「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、福祉のまちづくりを積極的に推進してきています。このたびの地域福祉計画の改訂にあたり、ソフトとハードの両面の視点にそった福祉のまちづくりが求められていることから、福祉の総合的なまちづくりを推進していきます。

①福祉のまちづくりの推進

事業名	推進区分	内容
条例にもとづく福祉のまちづくり推進計画の策定と展開	新規	・ 福祉のまちづくり条例にもとづき、福祉のまちづくり推進計画を策定し、施策を展開していきます。
他の分野別計画との調整	新規	・ 計画策定には、高齢者分野、障害者分野、子ども支援分野計画との調整に努めます
地域福祉活動計画との調整	新規	・ 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との調整に努めます

(5) 防災・防犯のまちづくり

市民が、安全に安心して暮らせるように、バリアのないまちづくりが望まれます。

市では、安全安心なまちづくりを目指して緊急情報提供サービス「府中市安全安心メール」の配信を開始し、情報の提供を図っています。

アンケート調査では、介助・介護が必要な同居・近居の家族は、「いずれもいない」が4割であることから6割が介助・介護が必要な家族と同居または近居しています。また災害時に不安に思うことは、「所在、安否の確認」が約7割を占め最も多く、「避難生活」「正確な情報の入手」が続いています。

災害時の対策としての個人情報提供については、どの年齢層からも否定的な回答は少なかったことから、今後はプライバシー保護に配慮しながらも、不安がある家庭に対し、市の福祉分野と消防との連携など災害時には手助けが行き届くような地域の協力体制の整備が課題です。

一人暮らしや、高齢者世帯を狙った詐欺や空き巣などの犯罪が増えています。隣近所同士の声掛けや、町内会などで組織したパトロール、警察の見まわりは防犯の効果があると言われています。実際に被害に会わないように、日ごろから近所づきあいを深めるとともに、隣近所と助け合い、町内会・自治会などと警察の連携によるパトロールや見守りや詐欺防止情報の提供など防犯対策を講じる必要があります。

①災害時要援護者への支援の強化

事業名	推進区分	内容
災害時要援護者への支援の強化	新規	・1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害者等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、緊急時に必要に応じて活用できるような体制を構築し、支援の強化に努めます
避難ルートの検証	新規	・緊急時に避難所にたどり着けるように、防災の日等に避難ルートの検証を行います
緊急放送の整備支援	充実	・町内会、自治会ごとに緊急放送を整備する際、整備の仕方等を支援します。
災害時生活拠点の充実	充実	・災害時に、一時的に避難生活を送る避難所を、生活拠点として充実していきます

②セーフティマップの作成

事業名	推進区分	内容
セーフティマップの作成	新規	・災害時に、生命維持に必要な水場やトイレ、休息場所、通信機器等、帰宅ルートが把握できるような地図をセーフティマップとして作成します

③悪質業者被害の防止

事業名	推進区分	内容
声掛け隊の組織化支援	新規	・ 町内会や自治会などの単位で見守りの必要な市民に定期的に声をかけてパトロールするグループの組織化を支援します

目標5 福祉のまちづくりの推進（物理的なバリアフリー）

まちには、生活する上で、建築物や道路、交通面等ハード面の様々なバリア（障壁・妨げているもの）が存在しています。

近年新築された施設はバリアフリーに整備され、市民の至便に享受していますが、福祉のまちづくり条例の施行以前の施設は、まだまだバリアフリー化が進んでいません。子ども連れ、高齢者、障害者等が利用しやすい施設を提供していく必要があります。

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動しやすい環境整備が求められています。主に移動弱者といわれる子どもづれ、高齢者、障害者等のスムーズな移動を支援することを推進することが必要です。

これからは、福祉のまちづくり条例に基づき、良好な生活環境を実現し、市民の主体的な参加・参画による、利用しやすく移動しやすいまちにするために、バリアをなくし、府中市での生活を享受できるように、またバリアを意識しないで暮らせる福祉のまちづくりを推進することが望まれます。

※バリアフリーという言葉は、もともと物理的なバリアフリーを指し、暮らす上で妨げになる建物内にあるバリア（障壁・妨げになっているもの）を除去（取り除く）という意味で、建築用語で使われ始めたものです。ここでは幅広く、まちや建物、交通機関関係での移動の確保や段差解消を指します。

（１）移動ルートの確保

通学や通院、通勤、買い物、生きがい・健康づくり活動への参加などのため、市民が利用する移動ルートについて、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画を策定し、移動に関するバリアフリーを推進しています。市民が利用する公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害者の利用が多い施設があります。市民の積極的な社会参加を促すため、点（建物）から線（道路・歩道等）へ、線から面（広場・商店街・地域・市域等）へバリアフリーを推進し、移動ルートを確保していくことが、ますます求められています。

①特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの重点整備

事業名	推進区分	内容
特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの重点整備	充実	市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保していきます。

②特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの詳細マップ作成

事業名	推進区分	内容
特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの詳細マップ作成	新規	市民の移動ルートの確認用に、市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路を示したマップを作成します。

③商店街や駅周辺地区の面的整備

事業名	推進区分	内容
商店街や駅周辺地区の面的整備	充実	商店街や駅周辺地区を連続した空間として整備し、拡充していきます。

④バリアフリーマップの見直し・充実

事業名	推進区分	内容
バリアフリーマップの見直し・充実	充実	平成18年に作成したバリアフリーマップを見直し、バリアフリー化の状況にそってマップを改訂していきます。

(2) 施設

市民が生活するうえで利用する施設として、公共施設、学校、公園、住宅、民間建築物などがあります。これらの施設を使いやすく移動しやすくすることが求められています。

ア 公共施設

公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害者等の利用が多い施設があります。既存公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、新規の公共施設のバリアフリー整備の推進が求められます。

①バリアフリー建築探検隊の整備

事業名	推進区分	内容
バリアフリー建築探検隊の整備	新規	バリアフリーの状況を把握するため、市民や専門家、市職員による建物のバリアフリー化の状況を体験、チェックするグループを立ち上げます。

②だれでもトイレの整備拡充

事業名	推進区分	内容
だれでもトイレの整備拡充	充実	高齢者、障害者等の行動範囲を広げるため、「だれでもトイレ」を整備拡充していきます。

③既存施設のバリアフリー化推進

事業名	推進区分	内容
既存施設のバリアフリー化推進	充実	バリアフリー化が進んでいない既存施設のバリアフリー化を推進していきます。

④公共駐車場のバリアフリー化促進

事業名	推進区分	内容
公共駐車場のバリアフリー化促進	充実	公共駐車場のバリアフリー化を促進し、車いす利用者の利便に寄与します。

⑤新たな公共施設のバリアフリー整備

事業名	推進区分	内容
新たな公共施設のバリアフリー整備	充実	公共施設を新築する場合、バリアフリーな施設整備をめざします。

イ 学校

市が進めるノーマライゼーションの考えに基づき、誰もが利用できる教育施設が必要です。そのため、既存の教育施設のバリアフリー化が課題です。

①トイレのバリアフリー化促進

事業名	推進区分	内容
トイレのバリアフリー化促進	充実	児童・生徒が利用しやすいように、学校のトイレのバリアフリー化を促進します。

②エレベータの設置

事業名	推進区分	内容
エレベータの設置	充実	障害児（者）や車いす利用児（者）の移動を支援するため、エレベータの設置を推進していきます。

③支援専門員の配置

事業名	推進区分	内容
支援専門員の配置	新規	障害児（者）や車いす利用児（者）の移動を支援するため、支援専門員を配置します。

ウ 公園

市民誰もが、使いやすく楽しく利用できる公園が必要です。そのため、移動空間は歩きやすい仕上げの採用や段差をなくし、手すりなど歩くことを支えるものや、疲れたら休息できるベンチや東屋などを整備し、様々な市民が楽しく居心地よく利用できる公園が必要です

①トイレのバリアフリー化拡充

事業名	推進区分	内容
トイレのバリアフリー化拡充	充実	だれでも利用できるようにトイレのバリアフリー化を順次進めていきます。

②ベンチ設置の拡充

事業名	推進区分	内容
ベンチ設置の拡充	充実	散策路や通路脇にだれでも休めるように、ベンチを設置し、設置箇所を増やしていきます。

③歩行空間の設備の充実

事業名	推進区分	内容
手すり等歩行支援設備の充実	充実	歩行時に転倒防止や身体を支えられるように、散策路や、園内通路に手すりや柵を整備し充実していきます。
歩行空間の段差解消の推進	充実	転倒・転落防止のため、階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなど、歩行空間の段差解消を推進していきます。

エ 住宅

第2次府中市住宅マスタープランの基本方針の1つに「だれもが将来にわたり定住可能な住まいづくり」を掲げ、「福祉との連携による高齢者や障害者の居住安定の支援」として、バリアフリーの意識啓発や高齢者や障害者に配慮した住宅整備への支援、住宅の整備などの施策を展開しています。今後、高齢社会の進展が見込まれるため、高齢者や障害者に配慮した公的住宅の整備や改修助成がますます必要です。

①高齢者・障害者住宅の整備・確保

事業名	推進区分	内容
高齢者・障害者住宅の整備・確保	充実	高齢者や障害者の居住安定支援のため、高齢者や障害者に配慮した住宅整備への支援や住宅を整備していきます。

②住宅改修の支援充実

事業名	推進区分	内容
住宅改修費助成の拡充	充実	高齢者や障害者の継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化改修費の助成を拡充していきます。
住宅改修アドバイザー制度の充実	充実	高齢者や障害者の住宅のバリアフリー化改修をアドバイスするアドバイザー制度を充実していきます。

オ 民間建築物

規模の大小を問わず、市民が利用する民間建築物のバリアフリー化が必要です。バリアフリー化への整備に向け、基準となる条例や整備指針の普及・啓発や、今後の計画的な整備に向けて、整備の現状把握が必要です。

①バリアフリー整備状況調査の実施

事業名	推進区分	内容
バリアフリー整備状況調査の実施	新規	商業施設など民間建築物のバリアフリー整備状況を把握するため、実態調査を実施します。

②店舗等のバリアフリー化支援相談体制の構築

事業名	推進区分	内容
店舗等のバリアフリー化支援相談体制の構築	新規	小規模店舗等のバリアフリー化を推進するため、計画や資金、工事に関する相談を受けるための体制を構築していきます。

(3) 交通

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動空間の確保が重要です。子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方がスムーズに移動できるように、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び整備指針を策定し、重点整備地区を設定して、JR東日本、京王電鉄、京王電鉄バス、京王中央バスなどの公共交通事業者と連携して協議しながらユニバーサルデザインの考えのもとバリアフリーを推進しています。

①自転車専用通路の検討

事業名	推進区分	内容
自転車専用通路の検討	新規	・歩行者の安全性に配慮し、自転車専用通路を検討していきます

②交通事業者と連携強化

事業名	推進区分	内容
交通事業者と連携強化	充実	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します
バス停や駅前広場の整備・拡充	充実	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、バス停や、駅前広場を整備・拡充していきます
福祉移送の支援	充実	・子どもづれや妊婦、高齢者、障害者など移動の困難な方の利便に寄与するため、交通事業者やNPO 団体と連携した福祉移送を支援します

③駐輪場の整備拡充

事業名	推進区分	内容
駐輪場の整備拡充	新規	・駅前や公共施設、公園等に必要な駐輪場を整備拡充していきます。
駐輪場の利用マナー普及・啓発	充実	・利用者が、安全に安心して駐輪場を利用できるように、駐輪場での利用マナーの普及・啓発に努めます

④ちゅうバスの充実

事業名	推進区分	内容
ちゅうバスの充実	充実	市民の足として「ちゅうバス」の利用は増加しており、ルートの見直しや増設、増便など、充実していきます

(4) サイン

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取り組みとして、ユニバーサルデザインガイドライン（平成 19 年）が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。こうしたことからサインは、物事を示すものとして重要です。今後は、様々な人にわかりやすいサインを提供していく必要があります。

①公共施設のサイン整備の拡充

事業名	推進区分	内容
公共施設のサイン整備の拡充	充実	公共施設は様々な市民が利用するため、(仮)カラーバリアフリーガイドラインにそった、見えやすい、わかりやすいサインを整備拡充していきます。

②まちのサイン調査の実施

事業名	推進区分	内容
まちのサイン調査の実施	新規	まちなかのサインの現状を把握し、様々な市民に見えやすく、わかりやすいサインとするため、調査を実施していきます。

③音声サインの拡充

事業名	推進区分	内容
音声サインの拡充	充実	聴覚障害者の安全性、利便性を確保するため、音声によるサインの整備を拡充していきます。

④カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

事業名	推進区分	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)	新規	高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。

(5) 案内・誘導

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取り組みとして、ユニバーサルデザインガイドライン（平成 19 年）が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。スムーズな移動を支援するものとして案内・誘導は、重要です。今後は、様々な人に使いやすいわかりやすい案内・誘導を促す取り組みが必要です。

①ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底

事業名	推進区分	内容
ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底	充実	スムーズな移動を支援するため、ユニバーサルデザインガイドラインを市民や職員等関係者に周知徹底していきます。

②点字ブロックの整備状況調査

事業名	推進区分	内容
点字ブロックの整備状況調査	新規	市内の点字ブロックの整備状況を把握するため、整備状況調査を実施します。

③音声案内装置の普及

事業名	推進区分	内容
音声案内装置の普及	充実	聴覚障害者の安全性や利便性のため、音声誘導案内や信号機等の装置を普及していきます。

④カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

事業名	推進区分	内容
カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)	新規	高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 市民参加・参画の推進

計画を推進するにあたり、以下の方法で市民との参加・参画を推進します。

(1) 計画推進委員会への参加

- ・計画推進委員会に公募委員として参加し、計画づくりに参加・参画します。

(2) 市民アンケート調査の実施

- ・市民の意見や要望などを把握するため、市民アンケート調査を実施し、計画づくりに反映していきます。

(3) パブリックコメントの実施

- ・計画に関する情報を、広報紙をはじめとして、インターネットのホームページで発信し、期間を決めて広く市民の意見を募集します。

(4) 公聴会の実施

- ・行政が広く市民の意見を求め、それに市民が意見を述べる公聴会を実施し、市民の意見を計画に反映していきます。

2 市民、関連機関、事業者、市との連携による推進

計画を推進するにあたり、以下の方法で市民、関連機関、事業者、市との連携を推進します。

（１）連携体制の構築

- ・市民、関連機関、事業者、市による連携を支えるため、市を中心とした体制を明確にして推進します。

（２）意見交換の場の充実

- ・意見の交換や、情報を共有する場を充実し、「みんなでつくる人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、市民、関連機関、事業者、市と連携して計画を推進します。

参 考 資 料

